



持ちました、核となるような基本的な技術、これをシリーズというぐあいに呼んだおるわけでござります。

私どもは通常こういうシーザーと申しておりますものを、現にいろいろあります製品の段階で具體的な例を挙げますと、たとえばトランジスタでございますが、アメリカのショックレーという人が、金属と非金属の中間物のような半導体というものの理論の中から、それが電気を通したり通さなかつたりするそういう半導体をくっつけ合わせました。一つの小さなものをつくり上げたわけでござります。これを後でトランジスタと命名しておりますが、これが一つのシーザーである。実際にこれが使われ出しましたのは、昭和三十年代に入りましたて、真空管のかわりをするということで、ラジオが非常に小型なものになっていく。それからこれが集積回路に発展する、さらに大規模集積回路にこれが発展してくる、こういうことで、今日のよろんなコンピューターといいますか、エレクトロニクスの世界ができてきました。そういうような発展を見ました場合に、その最初のトランジスタなどを一つのシーザーというふうに呼んでおるわけでござります。

もう一つ例を挙げますと、たとえばナイロンなどとございますが、これもアメリカにおきましてカロザースという人物が、非常に高分子の繊維の合成方法をいろいろ探索いたしまして、一つの合成功物をつくり上げまして、これをナイロンと名づけたわけでございますが、これが糸のように細く、絹よりも強く、今度だんだん用途が開発されてまいりまして大量生産技術ができ、あるいは原本的な、核となるような、芽となるような技術、それをシーザーと呼んだ次第でございます。

○日野委員 私の認識では、何か役に立ち、そういうものが見つかる、まさにこれはシーザーと呼ん

でもいい。ここではシーズという言葉を使いまし  
よう、せっかく使ってありますから。ただしこれ  
からは、やっぱりこういうことはきちんとした日  
本語にして使われるのが適當かと思います。私  
も、自分で使わないわけじゃないのですが、た  
とえばこの委員会なんかでも横文字でペラペラと  
やると、わかっている本人たちはその場の感じを  
横文字で表現することになりましましょうけれども、  
これがたとえば速記録なんかに表現されると、き  
らんとした意味が速記録に定着されることにはな  
らないことが非常に多いように感じます。委員会  
の審議なんかではできるだけ日本語でやるのが私  
は適當だと思います。私、英語は本当によくわから  
りませんので、そこのところをひとつそのように  
お願いをしておきたいと思うわけであります。  
きょうはシーズという言葉を使いますが、私の  
認識では、何かこういうシーズと言われるような  
ものを、特に探し出そうとして見つかるものではな  
いのではないかというような感じが実は強くい  
たしますね。いろいろな本に載っているのであり  
ますが、たとえばペニシリソの発見というのは偶  
然の所産だと言われているわけですね。フレミン  
グが自分の培養菌の中でアオカビを見つけた、そ  
の周辺には雑菌が育たないというようなところか  
らびんときて、ペニシリソというところまで行く  
わけですが、これはフレミングにそれだけの蓄積  
があったからできたのであって、最初から一生懸  
命それを探索してできたのではないのだ、こ  
うも言われます。また、よく言われるのは、ニュ  
ートンがリンゴがぽとんと落つこちらのを見て万  
有引力というようなところまで行くわけですけれ  
ども、だれだってリンゴが落ちる、石が落ちる、  
上から物が落ちてきて自分の頭に当たるなんとい  
うことはもういろいろ経験しているわけですが、  
ではだれだってそこから万有引力なんという発想  
が出てくるかというとそうはまいりません。やは  
りこれはニュートンなりの、ニュートン程度のと  
言つた方がいいですか、下地があつて初めてこ  
れから普遍的なあるものに思いをいたすことがで

きたわけですが、これは科学技術の面でも同じだと思います。何か一つの現象が目につく、それが何か意味を持ち得るのだということをつかみ取るまでには、かなり基礎的な蓄積が研究者になければきちっとつかむことはできないのじやないか、こういうふうに思うのですね。

そうすると、何かを探求しなさいよと言つてテーマを与えていく、そのことが果たして実効的かどうかということを私は非常に根本的な問題として深刻に考えてみなければならぬのではないか。というふうに思つたのですね。むしろいまの段階でやるべきことは、何か起つた現象を何か意味があるものだというふうにきちんと感じ取るような能力、これはもうまさに基礎的な能力の積み重ねというようなことしかないのであります。そういう研究と、どうよりは学習とか、そういうものの力を強く進める、そして研究者の層を厚くしていく、そういうことの方がより重要ではないかといふふうにも思えるのですが、いかがでしょうか。

○宮本(二)政府委員 確かに先生のおっしゃいますとおり、シーズと申させていただきますが、漠然とシーズを探せと言われましてもそれは非常に無理ではないかと思つております。ただ、先ほどとのトランジスタを始め新しく発展いたしましたこういう技術の基礎となるシーズの背景には、すべて長い期間の純粹な学理的な研究がございまして、その中に一つの理論といいますか新しい現象に着目いたしました。理論研究が相当広範にござります。そういうのがかなり広範に熟してきた段階で、そこからひとつ新しい特性なり特徴なりを利用来いたしました。何か実用の可能性を持つようなもののひな形を試行錯誤的につくってやってみる、こういう研究をわれわれは考へておるわけでございます。そういう意味で、先生のおっしゃいますとおり、非常に理論的な純粹な基礎研究の広範な研究の中で出てくるわけでございます。

その中から、そういう研究のプロセスなり何なりの本をいろいろ読みますと、あらかじめ計画されて出てくるものじやなくて、いろいろそういう

試行錯誤の中で非常に意外性のある、いわゆる常識とちよつと違った、その背後に隠されておったような性質といいますか、そういうようなところを発見して新しいものが出てくる、こういう経験が非常にあるようでございます。したがいまして、今度の研究も、ある意味では途中で目標を随時変えられるような非常に弾力的な研究体制となるという意味で、新しくそういう体制でシーザー探索研究と名づけたわけでございます。したがいまして、理論的な研究は相當に発酵した状態にある、こういう前提のものを取り上げて、こういう体制でございます。

○日野委員　いま私がちよつと問題意識としてお話ししたことどこのは、この法律案が通つた後ですぐにでもこれは問題となつてくることであろうかと思うのです。といいますのは、ではどの分野でどういう探索研究をやつていくのかということがすぐには問題となつてしまりますね。もうすでに幾つか、これが通つたならばやろうという研究のテーマがあるようでございますけれども、この研究のテーマはどれを選択するかということですね。シーザーの選択とでもいいますか、これはこの法律案によると審議機関がこれを担当してやっていくことになるようでありますけれども、ただこういう基礎的な部分についてではそれを一体取り上げてやつしていくかということは、これは本当に偶然の所産なのかというと、これはそうはまいらないと思いますね。やはりある程度の一定の基準を持たなければならぬだろう。使える技術といふ形でいまどういうものが必要とされている、そうするとそのためにはどういうシーザーを探索していくか、こういうような何か目的意識に導かれないとの選択といふのはできないのじやないですか。漠然と転がつてゐる、また想定されるいろいろな現象の中から全く隨意にといいますか、本当にこういうときはアトランダムにという言葉を使わないと使いやすいのですけれども、さつきは余り使わないことにしようと言いましたから、こういうときは何という言葉を使つたらいいですか、随意

的に選択をしていくことでもこれはうまくはあるまいというふうに思うのです。いかがでしょうか。

○宮本(一)政府委員 確かに隨意に、でたらめにやるといふことじやございませんで、たとえば当庁におきまして航空・電子等技術審議会というのがございますが、そういうところいろいろ学識経験者が集まりました際に、そこで答申が一つ出ておるのはございますが、今後の新しい技術の一つの可能性、そういう可能性みたいなものは一つの予想がつくわけだらうと思ひますが、そういう一つのジャンルといったしまして極限技術といふことを言つております。たとえば超低温、絶対温度で言えば零度に近いような超低温の場合の金属なり物の性質、あるいは超高温の場合、それから非常に圧力をかけた超高压の場合、そういうような一つの極限状態におきましては、通常われわれの世界におきます物の性質と違つた性質が出てくるわけでございます。そういうところに一つの今後子工学といふような、たとえば遺伝子の中の構造の新しいシーザーの可能性があるのではないか、こういうようなことが出ております。

それから、最近よく新聞等に出ております遺伝子工学といふような、たとえば遺伝子の中の構造までのがだんだんとわかつてきておる、そういうところを利用いたしまして、何か新しい技術の可能性が出てくるのではないか。

そういうやや漠然とはしておるのでございますが、可能性のありそうなところといふのは、学識経験者を集めて議論いたしますと、大体のそういう方向づけだけはできるようございます。いわばそういう方向づけをした上でいろいろ理論的な研究を尽くして、そういう論文を発表しておられる研究者がいろいろおられるわけでございます。

○日野委員 私、特にこのところを問題意識として強く意識せざるを得ないのは、やはり何か一つの問題意識を持って、そしてシーザーの探索をや

るという結果にならざるを得ないので私申し上げておるわけなんです。

あと、この法律案のずっと後でもまた質問することになりますが、ずっと見てまいりますと、この研究に参加する人、それから研究者を出してくる企業などがかなり優遇されるといいますか、利益を得ることができますか、利益を得ることができますね。そうすると、本当にシーザーの探索研究だといっておきながら、実はある一つの技術の開発のために必要なことが、シーザー探索という名をかりて行われる可能性といふのは否定得ないだらうというふうに思うのです。場合によつては、それがある特殊な兵器なんかの製作技術のためのシーザーの探索になつたりするといふ可能性も私は否定できないというふうに考えざるを得ないですね。逃げ道としては、これはシーザー探求であつてそこまで考へているものではありませんと言ふことは可能であります。しかし、現実にどういうシーザーの選択をやっていくかといふことになると、何か目的意識が先にないと全く隨意的なシーザーの選択といふことにならざるを得ないわけで、そうではないのだとするならば、これはやはり一つの目的意識があつて、それが特定の技術を志向してみたり、場合によつては兵器製造の目的、それを志向するものがシーザー探索という名をかりたりする可能性がある。いかがでございましょう。

○宮本(二)政府委員 一つの目的意識を持つた研究になるのではないか、こういう仰せではございませんが、確かに從来政府がいろいろ助成なり、国がだんだんとわかつてきておる、そういうところを利

外國から技術を導入したものじやなくて、オリジナルものをやつていこう、こういう発想でござりますので、一つの物質とか生命現象とか、そういうものの本質的な特徴などをとらえまして、それから追求していこう、こういう発想でございま

す。私も、これは今後事業団の審議会でお決めいたしたことではございますが、一つの候補といたしまして、非常に小さな微粒子を研究するというテーマを考えるのですが、これにつましても物の目方のわりに表面積が非常に大きなもので、超微粒子になりますと原子の数が數十個くらいの大きさ、こういうことになるようになりますが、こうしたことになると、自方のわりに表面積が非常に大きいといふことで温度が非常に低温で溶ける、その金属の性質、物の性質とは違つた性質が出てくる、それから原子との性質が強く出てきて、磁性が出てくるとか、そういう特徴があるわけでござります。

そういう特徴を生かして何かできないか、こうすることをその特徴ごとに小グループをつくりまして、全体を一人のプロジェクトリーダーが統括いたしましてやらせようということでございました。したがいまして、もちろん研究者自身といたしましてはそこから何か想定いたしますかもしれないのですが、必ずしもそれにならない、違つたものができる可能性が非常に高い、そういうような追求をしていく、あらかじめ目標を設定しないで追求をしていく、こういう体制をとろうとしておるわけでございます。そういう意味でございましてはそこから何か想定いたしますかもしれないのですが、必ずしもそれにならない、違つたものができる可能性が非常に高い、そういうよ

う体制で一定期間、五年で全部終わらせよう思つておるわけでございます。いわば特定の用途に直接役立つような応用開発、こういう研究はやはり組織体でやる研究が一番効率的であるし、日本の技術が大体今までそつてあると思いますよ

う。したがいまして、先生のおっしゃいますようない、研究段階におきまして特定の用途、目的をしづらということはきわめて困難な段階での研究であります。私どもはそのように考えておるわけでござります。

○日野委員 いや、いまおっしゃるとおりの方向にきちんとこの法律が運用されていくということであれば特に心配はないこととあります。それでも、要はどのようなテーマを選ぶかななどといふことを、これは審議機関に諮るにしても、やはり審議機関がきちんとしつかりしておりますと、ひょっとすると国の方で金をしこたま出して、余りしこたまでもないでそれとも金を出して、そして特定の、またはある種の事業者、企業に対しても、要はどのようないふいようにするためには、良識ある審議機関のメンバーが必要であろうと思います。この審議機関のメンバーの選択の基準というものはどんなふうになりますか。

○宮本(二)政府委員 先生おっしゃいますように、確かにどういうテーマをしづらつていくかといふことでござりますが、これにつきましては、事業団の事務局が中心になりますて、現在でもいろいろ情報は持つておるのでございますが、広く学識経験者の意見それからアンケート調査、こういふもののはずつと集めまして、一つの対象分野の候補をしづらつてまいります。それをもしまして開発審議会の意見を聞く、その上でさらに具体的な研究プロジェクトの提案を求めて、それをさらに一つのテーマにしづらつ込んでいく、そういう過程をとるわけでございます。

それで開発審議会といったしましては、現在十名の開発審議会の委員がおるのでございますが、これは從来の業務の事業団の委託開発の課題の選定とか、すでにできました特許権の企業化についての意見を聞くような仕組みに現在はなっておるわけでございます。

そこで、今度法案を御了解いただきました場合には、これを十五名に増員いたしまして全面的に改組いたしたいと思っておるのでございますが、その方法といたしましては、一つは、技術の動向について長期的総合的観点に立って判断できる方、これが一つのグループ、それから第二番目としまして、物理、化学、生物等基礎科学分野についていろいろとすぐれた識見を持っておられる方、それから第三点といたしまして、電子工学、機械工学、材料工学等のテクノロジーの分野の経験をいろいろ持つておられる方、大体この三つの分野の方々から選定いたしたい、こういうふいに、十五名でございますが考へておるわけでございます。それで、この十五名の方々だけを全体を尽くすことは、今日非常に高度に発達いたしました科学技术の中で非常に無理な点もございますので、この下にいろいろと専門委員を入れましてこれを補佐する体制を十分にとつていただきたい、このように考へておる次第でございます。

○日野委員 私、從来の新技術開発事業団のやつてきた業務内容を考へてみると、それから現在の審議機関のメンバーを考へてみますと、でき上がった技術をいかに普及し企業化していくか、工業化していくかということにいままでかなり主眼が置かれた運営がなされてきているわけですね。まさにそれが從来の事業だったわけです。そのことから、基礎的なシーズ探索ということよりは、ややもすればシーズ探索に名をかりた先の方、それからもっと上の段階の方に意識が行く傾向が出ては困ることだらうと思いますので、そのところは十分に意識しながらやつていただきたいと思うのです。このレポートの中にもあります、どういうシーズ探索を行つかについては、単に審議機

関の中からのいろいろなアイデアの出し合いでいることばかりではなくて、一般からの提案というようなものも広く受け入れていくというような体制を組むべきではないかと思ひます。どのようにお考へになりますか。

○宮本(一)政府委員 先生の御説のとおりでござります。一応現段階において考へておりますプロセスを申し上げますと、研究テーマの選定につきまして、事業団はまず、いろいろな学識を有する方、これは開発審議会の委員ばかりではございませんで、各方面の方々から直接ヒヤリングをするほか、広く研究者にアンケート調査をとる、こういうような広範な調査を行いまして、シーズ探索上有望と考えられる対象分野の候補をまず整理いたします。それで、この調査に基づきまして開発審議会にこれを諮りまして、開発審議会といたしまして研究対象分野を幾つか選定していただき、その選定していただいた対象分野につきまして具体的な研究プロジェクトの提案を広く求めたいと考えております。それで、提案がありましたその対象分野に関する具体的なプロジェクトごとに面接調査をする、それから専門家からの意見を聴取する。この段階で、審議会の委員のみならず専門委員、そういう方々の意見、それから具体的にこういうところに個人として集まつていただけるものかどうか、そういう具体的な条件などもおよそのことは大体この辺で詰めていかないといかねと思います。そういうことで、それが一つの研究プロジェクトとして可能性を持つものかどうか、プロジェクトとして可能性を持つものかどうか、そういう点もここで詰めてまいり必要があらうかと思います。そういうことで、それが一つの研究

○日野委員 私は、これまでの法律をつくってシーザーの探索研究をやるということは結構なんですが、実施主体なんです。從来のこの事業団の業務とこの法律案で考へられている業務は必ずしも余り強い関連性があるというふうには私はちょっと見えないわけなんです。むしろこういうことをやらせるのであれば、理化学研究所のようなものとか、また場合によつては、まさにこういうことには科技庁が直當でやるべきことはないかといふことは、大体この辺で詰めていかないといかねと思います。そういうことで、それが一つの研究プロジェクトとして可能かどうか、そういう点もここで詰めてまいり必要があらうかと思います。そういうふうに思つた上で再度開発審議会の意見を聞く、こういうかつこうでだんだんとぼり込んでいきたい、こういうよう考へておる次第でございます。

○日野委員 いまの御答弁を私としても一応了と

ちぬというような体質があつて、基礎的なところがややなおざりにされがちであつた。それが国際的にも非難を浴びたり、技術の貿易ではずっとその収支が悪化していくというような傾向として出てきているのです。私一番基礎に据えるべきものは、基礎的な勉強、基礎的な研究、こういったものをきちんとやつていくのが本当は基礎だと思うのです。このようなシーザー探索ということで打ち上げてやられることも、これは応急対策としては必要なんだろうと思いますが、これをやつているから基礎的な部分を少し軽く扱つていいということもならぬと思いますし、その基礎的な部分をどうするかということは科学技術庁の大きな仕事の一つであろうというふうにも思つてるので、そこ

のところ、基礎的な部分をなおざりにはしないぞということは十分に心してやつていただきたいものだと思います。

それから今度は、このような法律をつくってシーズの探索研究をやるということは結構なんですが、実施主体なんです。從来のこの事業団の業務とこの法律案で考へられている業務は必ずしも余り強い関連性があるというふうには私はちょっと見えないわけなんです。むしろこういうことをやらせるのであれば、理化学研究所のようなものとか、また場合によつては、まさにこういうことには科技庁が直當でやるべきことはないかといふことは、大体この辺で詰めていかないといかねと思います。そういうふうに思つた上で再度開発審議会の意見を聞く、こういうかつこうでだんだんとぼり込んでいきたい、こういうよう考へておる次第でございます。

そういう意味で、國自身がこれをやるということになりますと、まあ國の研究所、公務員といふ身分をとれるところにこういう各所からの人を持つてくるわけにまいりませんし、逆に今度お金の方をそういう各所の研究者に出すということになりますと、これは一つの研究者個人に対する開発費といふ資金管理の問題でござりますとか、それから委託とか、そういうものが数が非常にふえてきまして、いろいろ研究管理が彈力的に非常にやりにくい、そういう点がございまして、やはり政府機関として一番そういう身分なり資金なりに弾力的な体制を持ち得る特殊法人を利用する方がどうしても一番便利である、そういうふうな結論に至りました、そういう意味で新技術開発事業

ます。

○日野委員 事業団の現状を見ますと、事業団の職員は、事業團固有の職員というの非常に数が少なくて、他からいろいろ応援をもらっているというような状況のようです。現在の職員数なんかでは、この新しい事業を引き受けてやっていくというだけの能力があるのかということになると、ちょっと疑問を感じるのですが、どうですか。

それで、今度の業務をやらせるに当たりまして、この程度の人数ではやはり無理であろうかと思つております。この点につきましては、五十七

年度におきまして、少しその辺の充実を図つてま

りたいたいと思っておるのでございますが、各所におります研究者を組織化いたしまして幾つかのグループができるわけでございますが、そういう

ところに自分自身の職員を張りつけまして、それ

で賃金管理、お世話役をやらせる。それから、中

央におきます企画、情報機能の業務につきまし

て、さらにもう少し基礎研究の分野につきまして

の情報機能を充実させないといかぬ、こういうよ

うな問題が出てまいります。五十七年度におきま

してその充実を図りたい、このように考えておる

次第でございます。

○日野委員 こういう研究グループをつくるて研

究を進めるということになりますと、その研究の成

果といふものに対しても、これは一つの財産的な

価値を持ってくるわけでございます。たとえば一

と、それをどのように財産権を享有していくか、

財産権の主体といいますか、そういうものはどん

なふうに処理されるということになりましょ

うか。

○日野委員 ただその場合、事業団が共有者の一

員となるということですが、その割合は、共有持

ち分ですね、これはどの程度ですか。

○宮本(二)政府委員 特許権等の二分の一を事業

団、こういううぐいに考えております。あの二

分の一を研究者、まあこれは一人である場合より

は、多くの場合やつぱりグループであろうと思ひ

ますが、その残りの半分をそういう成果を上げた

研究者たちで分け合う、こういうことにならうか

と考えております。

○日野委員 その場合、グループで分け合うとい

つても、そのグループで仕事をする場合、一体ど

んなふうに分けることになるのでしょうか。こ

れは私なり問題じゃないかと思うのですが、そ

こで私は、この国の持ち分が半分であるというこ

とはかなり問題じゃないかと思うのですね。金は

出しますよ、ただその利益の帰属は半分だけでござりますということでは、果たしていかがなもの

かというやうに思はざるを得ないんですね。特に

研究者なんかは企業に帰れば自分で身につけてい

った多くのものをそこで生かすことになるわけで

して、これは国が一生懸命金を使つて企業なんか

にメリットを帰属させるというような感じがして

ならないんですけども、そういう観点からの検討は行われなかつたわけでしようか。

○宮本(二)政府委員 今度の国の事業団でござい

ますが、これは研究者を終身雇用制で自分の固有

の研究者とするわけではございませんで、一定期

間、五年間をめどに一つの契約期間で研究させる

ものでございます。いわばそういう一定期間の研

究契約に基づきまして研究させました場合、金を

出した方と当該研究者どちらど半分ずつに分け

ますけれども、そこはその研究を統括しておる

者が中で話し合いまして、通常こういうことは支

障なく現実的に処理されておる、こういう非常に

多くの中例が現に存しておる、こういうのが実情

でございますので、一つのプロジェクトリーダー

の特許権を発明といいますか成果を上げました

研究者個人との共有、こういうかつこうで設定いた

したい、このように考えております。

○日野委員 いずれにしても、国側、つまり事

業団ということになりますが、半分の共有持ち分

である、あとは研究者。ということは、これは研

究者を出してきた企業とかその他の団体なども、

これはその研究者を出すことによってその利益

をこうむつていくということになるわけなんでも、

研究者たちで分け合う、こういうことにならうか

と考えております。

○日野委員 その場合、グループで分け合うとい

つても、そのグループで仕事をする場合、一体ど

んなふうに分けることになるのでしょうか。こ

れは私なり問題じゃないかと思うのですが、そ

こで私は、この国の持ち分が半分であるというこ

とはかなり問題じゃないかと思うのですね。金は

出しますよ、ただその利益の帰属は半分だけでござりますよ、ただその利益の帰属は半分だけでござりますということでは、果たしていかがなもの

かというやうに思はざるを得ないんですね。特に

研究者なんかは企業に帰れば自分で身につけてい

った多くのものをそこで生かすことになるわけで

して、これは国が一生懸命金を使つて企業なんか

にメリットを帰属させるというような感じがして

ならないんですけども、そういう観点からの検討は

行われなかつたわけでしようか。

○宮本(二)政府委員 二分の一になりますその發

明者側の持ち分でございますが、これは大体複数

の場合は非常に多いわけでございます。その複数

の研究者でどういううぐいにこれを配分するかと

ますけれども、そこはその研究を統括しておる

者が中で話し合いまして、通常こういうことは支

障なく現実的に処理されておる、こういう非常に

多くの実例が現に存しておる、こういうのが実情

でございますので、一つのプロジェクトリーダー

の特許権を発明といいますか成果を上げました

研究者個人との共有、こういうかつこうで設定いた

したい、このように考えております。

○日野委員 ただその場合、事業団が共有者の一

員となるということですが、その割合は、共有持

ち分ですね、これはどの程度ですか。

○宮本(二)政府委員 五年程度の一定期間集まり

まして研究いたしまして、その後解散するわけで

ございますが、そこにおきます成果といたしまし

ては、これがうまく成功いたしますれば特許権、

ただ特許権と申しましても、これは多分に原理特

許と申しますが基本特許的なものであろうかと思

いますが、こうがうまく成功いたしますれば特許権、

すが、かなり多くの場合は優秀な研究論文ができ

る、こういうことで終わることも考えておかなく

ちゃいかぬのではないかと思つております。それ

で、そういう特許権として実りましたものにつきま

ましては、これは新技術開発事業団と、それから

その特許権を発明といいますか成果を上げました

研究者個人との共有、こういうかつこうで設定いた

したい、このように考えておりません。

○日野委員 ただその場合、事業団が共有者の一

員となるということですが、その割合は、共有持

ち分ですね、これはどの程度ですか。

○宮本(二)政府委員 五年程度の一定期間集まり

まして研究いたしまして、その後解散するわけで

ございますが、そこにおきます成果といたしまし

ては、これがうまく成功いたしますれば特許権、

ただ特許権と申しましても、これは多分に原理特

許と申しますが基本特許的なものであろうかと思

いますが、こうがうまく成功いたしますれば特許権、

すが、かなり多くの場合は優秀な研究論文ができ

る、こういうことで終わることも考えておかなく

ちゃいかぬのではないかと思つております。それ

で、そういう特許権として実りましたものにつきま

ましては、これは新技術開発事業団と、それから

その特許権を発明といいますか成果を上げました

研究者個人との共有、こういうかつこうで設定いた

したい、このように考えておりません。

○日野委員 ただその場合、事業団が共有者の一

員となるということですが、その割合は、共有持

ち分ですね、これはどの程度ですか。

○宮本(二)政府委員 五年程度の一定期間集まり

まして研究いたしまして、その後解散するわけで

ございますが、そこにおきます成果といたしまし

ては、これがうまく成功いたしますれば特許権、

ただ特許権と申しましても、これは多分に原理特

許と申しますが基本特許的なものであろうかと思

いますが、こうがうまく成功いたしますれば特許権、

すが、かなり多くの場合は優秀な研究論文ができ

る、こういうことで終わることも考えておかなく

ちゃいかぬのではないかと思つております。それ

で、そういう特許権として実りましたものにつきま

ましては、これは新技術開発事業団と、それから

その特許権を発明といいますか成果を上げました

研究者個人との共有、こういうかつこうで設定いた

したい、このように考えておりません。

○日野委員 ただその場合、事業団が共有者の一

員となるということですが、その割合は、共有持

ち分ですね、これはどの程度ですか。

○宮本(二)政府委員 五年程度の一定期間集まり

まして研究いたしまして、その後解散するわけで

ございますが、そこにおきます成果といたしまし

ては、これがうまく成功いたしますれば特許権、

ただ特許権と申しましても、これは多分に原理特

許と申しますが基本特許的なものであろうかと思

いますが、こうがうまく成功いたしますれば特許権、

すが、かなり多くの場合は優秀な研究論文ができ

る、こういうことで終わることも考えておかなく

ちゃいかぬのではないかと思つております。それ

で、そういう特許権として実りましたものにつきま

ましては、これは新技術開発事業団と、それから

その特許権を発明といいますか成果を上げました

研究者個人との共有、こういうかつこうで設定いた

したい、このように考えておりません。

○日野委員 ただその場合、事業団が共有者の一

員となるということですが、その割合は、共有持

ち分ですね、これはどの程度ですか。

○宮本(二)政府委員 五年程度の一定期間集まり

まして研究いたしまして、その後解散するわけで

ございますが、そこにおきます成果といたしまし

ては、これがうまく成功いたしますれば特許権、

ただ特許権と申しましても、これは多分に原理特

許と申しますが基本特許的なものであろうかと思

いますが、こうがうまく成功いたしますれば特許権、

すが、かなり多くの場合は優秀な研究論文ができ

る、こういうことで終わることも考えておかなく

ちゃいかぬのではないかと思つております。それ

で、そういう特許権として実りましたものにつきま

ましては、これは新技術開発事業団と、それから

その特許権を発明といいますか成果を上げました

研究者個人との共有、こういうかつこうで設定いた

したい、このように考えておりません。

○日野委員 ただその場合、事業団が共有者の一

員となるということですが、その割合は、共有持

ち分ですね、これはどの程度ですか。

○宮本(二)政府委員 五年程度の一定期間集まり

まして研究いたしまして、その後解散するわけで

ございますが、そこにおきます成果といたしまし

ては、これがうまく成功いたしますれば特許権、

ただ特許権と申しましても、これは多分に原理特

許と申しますが基本特許的なものであろうかと思

いますが、こうがうまく成功いたしますれば特許権、

すが、かなり多くの場合は優秀な研究論文ができ

る、こういうことで終わることも考えておかなく

ちゃいかぬのではないかと思つております。それ

で、そういう特許権として実りましたものにつきま

ましては、これは新技術開発事業団と、それから

その特許権を発明といいますか成果を上げました

研究者個人との共有、こういうかつこうで設定いた

したい、このように考えておりません。

○日野委員 ただその場合、事業団が共有者の一

員となるということですが、その割合は、共有持

ち分ですね、これはどの程度ですか。

○宮本(二)政府委員 五年程度の一定期間集まり

まして研究いたしまして、その後解散するわけで

ございますが、そこにおきます成果といたしまし

ては、これがうまく成功いたしますれば特許権、

ただ特許権と申しましても、これは多分に原理特

許と申しますが基本特許的なものであろうかと思

いますが、こうがうまく成功いたしますれば特許権、

すが、かなり多くの場合は優秀な研究論文ができ

る、こういうことで終わることも考えておかなく

ちゃいかぬのではないかと思つております。それ

で、そういう特許権として実りましたものにつきま

ましては、これは新技術開発事業団と、それから

その特許権を発明といいますか成果を上げました

研究者個人との共有、こういうかつこうで設定いた

したい、このように考えておりません。

○日野委員 ただその場合、事業団が共有者の一

員となるということですが、その割合は、共有持

ち分ですね、これはどの程度ですか。

○宮本(二)政府委員 五年程度の一定期間集まり

まして研究いたしまして、その後解散するわけで

ございますが、そこにおきます成果といたしまし

ては、これがうまく成功いたしますれば特許権、

ただ特許権と申しましても、これは多分に原理特

許と申しますが基本特許的なものであろうかと思

いますが、こうがうまく成功いたしますれば特許権、

すが、かなり多くの場合は優秀な研究論文ができ

る、こういうことで終わることも考えておかなく

ちゃいかぬのではないかと思つております。それ

で、そういう特許権として実りましたものにつきま

ましては、これは新技術開発事業団と、それから

その特許権を発明といいますか成果を上げました

研究者個人との共有、こういうかつこうで設定いた

したい、このように考えておりません。

○日野委員 ただその場合、事業団が共有者の一

としても取るものは取つておかないといかぬと実は思うんです。特にこれは会計処理をする場合、こうやつて予算を出してまいります、そうすると金は出すわ、成果がさっぱり上がらないというこになる、こういった事業団なんかの会計処理としては欠損金というような形で処理せざるを得ないわけですね。欠損金というのはこのような事業団会計の原則から見れば、そのほかに名前を持つようがないからこういうふうにつけるんだといふことは意味がわかるのですけれども、ただ、それがになれない人には、欠損金という言葉というものは決していい印象を与えるものではないと思うのですが、そういう場合、やはりそれに見合つた

〇宮本(一)政府委員 先生申されましたように、特殊法人も現在では一般企業に準じた会計処理を行つております。そういう関係でこういう研究開発費等は実は欠損金が出てまいるわけでございます。そういうかつこうで処理されております。いわばそういう事業団という一つの独立会計原則をやらせるという形では、企業会計とする以上こういう形を一般的にとつてこざるを得ないのでないかと思つております。

その中で、特許権の評価等につきましては、それが現にたとえば一つの金額で売れるとかそういうことがあれば、そこにその分が収益として立つてくるわけござりますけれども、基本的な原理特許でござりますし、それはその場になつてみなといとまだ何とも言えない、こういう状況ではないかと思います。事業団といたしましては、この研究の成果といいますのはそういう原理特許、基本特許みたいなものでございますので、通産省その他いろいろ応用研究なり開発研究の制度等ござりますが、そういうところでさらにこれを実用化に向かつて仕上げていく、こういう面でのバックアップ体制はつっていく必要があろうか、このよう

に考えております。

〇日野委員 余り時間もなくなつてしまひましたので……。

こういう研究の成果が上がつてくる、そうすると、これは非常に基礎的な部分でござりますから、これをがつちり事業団の中に温めておいたといふことではこれは全く意味のないことになってまいります。私は、この種の研究であればあるほど、研究の成果を公開するというばかりではなくてそのプロセス全体にわたつて、研究の段階全體にわたつてこれを公開していくことが非常に大事なことじやないかと思うのです。よく原子力なんかで言いますと、これは研究の成果でありますからその成果だけを言えばいいんですけど、いかがでしょう。

〇宮本(二)政府委員 先生のおっしゃる御説のとおりではないかと思っております。ここでできました成果といたしましては非常に原理的な特許でござります。もちろん特許が取れるまではやはりちゃんと商業機密としてやつていただきたいと思いまが、それができました暁にはそれを積極的に公開する。それから、とにかく五年間ですべて終わらせてしまうわけござりますので、そういう特許が取れるものは特許にいたしまして、それを積極的に公開する。それで、それを実用化に向けて何らかのかつこうで、今度は組織体制に基づく研究の方が有効な分野ではないかと実は思います。けれども、そういう分野にできればバックアップしていくし、それから特許権に至らないいろい優秀な学術論文的なもの、こういったものにつきましても、成果発表会というものの開催でそれを積極的に公開していくといつて考えております。むしろそうすることが本件の役割りとして非常に必要なことではないか、このように考えております。

〇日野委員 最後の質問になりますが、プロジェクト

クリーダーが予算を弾力的に運用しながら研究を進められるようにしたいという意向のようですが、この法律案を見てみますと三十条の二の三項に「事業団は、基礎的研究を行うための施設を特に取得することのないよう配意しなければならない」というものがございますね。これはどうで

しょう。プロジェクトクリーダーの弾力的な運用ということと矛盾しないかと思うのです。プロジェクトクリーダーがこういう施設が欲しい、これがあればもう一步でできるのだがと言いました場合も、いやそれはだめだとたくなに拒んでください。

〇宮本(二)政府委員 三十条の二の第三項の「基礎的研究を行うための施設」こう言っておりますのは、具体的な研究装置、設備等いうものは含んでおらないわけでございまして、いわば土地、建物のたぐい、不動産的なものでございます。そういうものを指しておるわけでござります。事業団は、先ほど申しましたように、プロジェクトクリーダーが研究いたします際のいわば黒子役でござります。事業団自身が俗に言う固有の施設、固有の研究者を持つ研究所所長やございませんものですから、そういう不動産的な施設は持たない、そういうものはここに集めます研究者の施設を可能な限り利用してまいりたい、こういう発想でござります。ただし、研究装置、設備等は別でござります。これは事業団の資産として購入し、つくり、プロジェクトクリーダーの要請に応じて使わせていく、こういう考え方でござります。

〇日野委員 まだ終わらないところもあるのですが、時間が参りましたので、これで終わります。

〇中川国務大臣 御指摘のとおりでございまして、わが国では基礎的な、創造的な、自主的な研究

問題があるのか、あるいはそれぞれの組織に終身雇用というような形で研究者が固定化しておる、

つまりしないというようなところに主たる原因があるのか、そういう点についての認識をまず大臣

からお答えいただいて、具体的な見解は局長から伺いたいと思うのです。

〇中川国務大臣 御指摘のとおりでございまして、わが国では基礎的な、創造的な、自主的な研究

というものが非常に多くれておる、むしろ改良型

とか改良開発型というようなものが進んで、今日

の技術の中心をなしておる。

理由は何かということですが、創造性が日本人にないということではない。高度経済成長に支えられて研究開発、実用化のものに重点を置いてきたとか、終身雇用制とか、いろいろな仕組みがあるのだろうと思います。しかし、時代はそろそろそんな目先のことだけではなくて、基礎的なそしてまた創造的なものを生み出さなければならぬ時代になつておるということが概略的に言えるのだろうと思います。

詳細はまた局長から答弁させていただきます。

〇宮本(二)政府委員 ただいま大臣が答えましたような考え方でございます。基本的には、大臣が申されましたように、戦後国の繁栄を図るために新しい先進的な技術を求めていく、日本特有の終身雇用制で組織研究でこれを取り込みまして、組

的なものがない、新しいものを生み出す力が弱いというふうに言われておるのありますけれども、その主たる原因、理由は一体那邊にあるのか。いろいろなことが考えられると思うのでありますけれども、もともと日本人の頭脳、才覚が特に創造性において劣るということなのか、あるいは研究者が他の先進国に比べて少ないというよう

なことが考えられるのか、あるいは最高の頭脳の持ち主が研究者として必ずしも結集されていないということではありますから、あるいはこの待遇、処遇あるいは研究環境が悪いといふようなことがあるのか、研究費が少な過ぎるとか組織上の問題、研究体制の問題、そういうところに主たる研究者が他の先進国に比べて少ないというようなことが考えられるのか、あるいはこの待合も、いやそれはだめだとたくなに拒んでください。

組織的に改良し生産化していく、こういう点に官民ともに関心が集中し、それで今日の経済が繁榮してきたとは思いますが、そういう基本的な考えがありましたがために、先端技術は海外から手っ取り早く導入してくる、こういう傾向でございます。オリジナルな基礎技術は非常に時間がかかりますし、リスクが非常に多くございます。こういうことで時間をかけておったのでは大勢に追いつかないと申しますか、手早く導入してその改良を図っていく、こういう意識があつたと思います。

薄い。それから官の問題につきましては、それがどうなつておるか、そのことについて質問をいたします。前にいひましたとおり、この問題は、いわば研究投資といいますか、それの額、あるいは占めるパーセンテージでありますけれども、昭和五十五年度でも五十六年度についてでもいいでありますから、この二つについて、どうなつておるか、その点について説明してくれませんか。

○勝谷政府委員 お答えいたします。

わが国の科学技術に関する経費は、特別会計の中に入っております。こ

一般会計と  
般会計の中  
に、わが国の  
各省別の金  
までわかれれば  
五年度につい  
ですが、どち

○三%の増でございます。  
繰り返しますと、一般歳出が一七〇・三になつておりますのに対しまして、科学技術関係予算是一八一・一ということで、一般よりも伸びた数字が投入されているということございます。  
○八木委員 最初の与党の方の御質問にあるのは、あつたかとも思うのですけれども、これは単純に比較はできないのであります。が、諸外国、特にアメリカ、イギリス、西ドイツ、フランス、そういう国と比べて、国家予算全体の中で占める割合あるいはG.N.P.全体で占める割合等を考える場合、やはり少なうでしょうか。

お詫ね上回つておりまして、多いところは四七五%，こういった関係になつておるところでござります。

○八木委員　いま御答弁のように、なお将来へ向かつて増強しなければならないと私も思うのであります。しかし、総額として必ずしも低くもないわけであります。私、調べてもらつたのですが、各省で重複している科学技術の研究というものが特殊研究等について相当あるようだござります。たとえば公害防止についての科学技術研究、これは環境庁、科学技術庁、大蔵、厚生、農水、通産、運輸、郵政、労働、建設、これだけの

それからさらばに俗に言うわが国の縦割り社会でござります、終身雇用制とか年功序列、いわば研究体制がすべて組織型になつておつた。そういう組織型は、外国技術を消化いたしまして、それを改良し、発展させる、こういう点におきましては非常に有効に働いたと思います。そういうことで今日まで参つてきた。こういうことで、もとより外の導入技術、シーズでございますが、その製品は本家をしのぐようなものが今日いろいろな面で出てまいっております。そういう点から考えますと、日本人が創造性がないからだとはとうてい思えない。いわば関心がそちらの方に集中しておつた。しかもその体制がそれに向いたような形で、いわば個人と申しますか個性ある研究者を生かすような体制については余り関心が向いていなかつた、こういうことではないかと考えております。  
○八木委員 それで、いまお答えいただいたような幾つか改革すべき基本的な課題があると私も思うのでありますけれども、その一つでありますいわゆる縦割りの問題についてであります。  
いわゆる産、官、学の縦割りが主に問題となつておるわけでありますけれども、そのそれぞれがまたそれぞれ縦割りということになつておると思うのであります。これは單にわが国だけではないかもわかりませんが、産業界は企業別縦割り、それから大学の場合でも、同じ国立大学であつても大学別縦割りといふ傾向が特に強いのではないか。そうして私学とのつながりというようなものもまたきわめてあります。

では科学技術振興費としての予算がござります。ほかにエネルギー対策費の中で技術振興関係の予算がございます。さらに特別会計から計上されますものに大学、エネルギー関係等のものがございます。これを一括いたしまして昭和五十六年度の経費の総額を申し上げますと、一兆三千九百八十億円でございまして、五十五年度の予算が一兆二千九百二十億円でございますので、五十六年度は八・二%の増ということになつてゐるわけでございまして、先生御存じのように一般歳出の伸びが四・三でござりますから、相当大幅に上回る数字を計上して科学技術の振興に意を用いていると、いうデータが出ておるわけでございます。

先生いま御指摘ございました各省どんな状況かということでございますが、いまの全部ひつくるための予算で申し上げますと、これは五十六年度の予算でございますが、文部省関係が六千八百七十億円、科学技術庁が三千六百三十億円、通産省が一千八百三十億円、農林水産省が五百九十億円、厚生省が二百七十億円、運輸省が百二十億円、環境庁が百十億円というように、百億以上の省庁は以上とのおりでございまして、五十一年の科学技術関係予算是七千七百二十億円でございまして、五十六年度の予算をこれに比較いたしますと二八一・一%ということで、八一・一%伸びております。これに対しまして、一般の歳出が五十一年度十八兆八千二百十七億円でござりますので、五十六年度はこれに対して一七〇・三ということで七

○國山政府委員 お答えいたします。  
先生御指摘のよう、諸外国との比較、いろいろ統計上の出入り等ございますので詳細はあれでございますが、大まかに申し上げますと、現在昭和五十四年度までの統計が出ておりますけれども、統計の各国そろいます五十三年度あたりで見ますと、民間も入れました国全体の研究投資が、日本は約三兆六千億でござりますけれども、一番多いのがアメリカの約十兆円、ソ連の六兆二千億円、この二者に統いておわけでございます。その後、西ドイツが三兆二千億円、フランス一兆八千億というような数字になつておるわけでござります。したがいまして、全体の規模といたしましてはアメリカ、ソ連に次いで第三位ということでござりますけれども、特に問題になりますのが政府の負担割合が非常に低いということでござります。アメリカ五〇%、西ドイツ四六%、フランス五七・三%といったような数字に対しまして、日本は約二七、八%という数字でございます。いろいろ言われます場合に、これは国防研究費が入っているからだらうということもございますが、これを除きまして、主要国がアメリカの三五%からフランスの四六%という政府負担割合に対しまして、日本はやはり二七%程度ということで低くなつておるわけでございます。また、政府予算も日本は全体に占めます科学技術関係の経費も日本は約三・一%程度でござりますけれども、諸外国はお

省庁にまたがっている。研究の分野はそれぞれの省の特性に従つて多少とも違うのでありますけれども、公害防止という点においては同じ研究がこれだけの省庁にまたがつて行われておる。あるいはライフサイエンスの中での一例として微生物科学について言いますと、これまた八省庁にまたがつておる。地震予知について言いますと科学技術庁、文部省、通産省、運輸省、建設省、災害防止についてもたくさんの省になつておりますし、航空宇宙について言いましても科学、通産、運輸。それから金属材料についても科学技術庁でも通産省でもやつておる。無機材料の研究についても同様科学技術庁でも通産省でもやつておる。こういうことになつておるわけでござりますけれども、これらは何とかならぬものでしようか。特別研究といいますか、こういうものについてはそれぞれ一本の体制といふことにならないものか、その点いかがでございましょうか。

○勝谷政府委員 ただいまの点でございますが、一例を地震について申し上げますならば、地震の問題はそれぞれの関係の各省が、たとえば私ども科学技術庁の付属機関でございますところの防災センターというのは防災関係を中心に、主としていまやつておりますのは、深井戸を掘つて、その特別の地震の挙動について勉強するというよう

○・三%の増でござります。  
繰り返しますと、一般歳出が一七〇・三になつておりますのに対しまして、科学技術関係予算は一八一・一ということで、一般よりも伸びた数字〇・八木委員 最初の与党の方の御質問にあるはあつたかとも思うのですけれども、これは単純に比較はできないのでありますようが、諸外国、特にアメリカ、イギリス、西ドイツ、フランス、そういう国と比べて、国家予算全体の中で占める割合あるいはG.N.P.全体で占める割合等を考える場合に、やはり少ないのでしょうか。

○國山政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のように、諸外国との比較、いろいろ統計上の出入り等ございますので詳細はあれでございますが、大まかに申し上げますと、現在昭和五十四年度までの統計が出ておりますけれども、統計の各国そろいます五十三年度あたりで見ますと、民間も入れました国全体の研究投資が、日本は約三兆六千億でございますけれども、一番多いのがアメリカの約十兆円、ソ連の六兆二千億円、この二者に統ておるわけでございます。その後、西ドイツが三兆二千億円、フランス一兆八千億というような数字になつておるわけでござります。したがいまして、全体の規模といたしましてはアメリカ、ソ連に次いで第三位ということでござりますけれども、特に問題になりますのが政府の負担割合が非常に低いということござります。して、アメリカ五〇%、西ドイツ四六%、フランス五七・三%といったような数字に対しまして、日本は約二七・八%という数字でございます。いろいろ言われます場合に、これは国防研究費が入っているからだらうということもございますが、これを除きまして、主要国がアメリカの三五%からフランスの四六%という政府負担割合に対しまして、日本はやはり二七%程度ということです。全体に占めます科学技術関係の経費も日本は三・一%程度でございますけれども、諸外国はお

○八木委員　いま御答弁のように、なお将来へ向かって増強しなければならないと私も思うであります。しかし、総額として必ずしも低くもないわけであります。私、調べてもらつたのですが、各省で重複している科学技術の研究というものが特殊研究等について相当あるようだと思うのでござります。たとえば公害防止についての科学技術研究、これは環境庁、科学技術庁、大蔵、厚生、農水、通産、運輸、郵政、労働、建設、これだけの省庁にまたがっている。研究の分野はそれぞれの省の特性に従つて多少とも違うのであります。よけれども、公害防止という点においては同じ研究がこれだけの省庁にまたがつて行われておる。あるいはライフサイエンスの中での一例として微生物科学について言ひますと、これまた八省庁にまたがつておる。地震予知について言ひますと科学技術庁、文部省、通産省、運輸省、建設省、灾害防止についてもたくさんの省になつておりますし、航空宇宙について言いましても科学、通産、運輸。それから金属材料についても科学技術庁でも通産省でもやつておる。無機材料の研究についても同様科学技術庁でも通産省でもやつておる。こういうことになつておるわけでござりますけれども、これらは何とかならぬものでしようか。特別研究といいますか、こういふものについてはそれぞれ一本の体制というふうにならないものか、その点いかがでございましょうか。

○藤谷政府委員　ただいまの点でございますが、一例を地震について申し上げますならば、地震の問題はそれぞれの関係の各省が、たとえば私ども科学技術庁の付属機関でございますところの防災センターというのは防災関係を中心に、主としていまやつておりますのは、深井戸を掘つて、その特別の地震の挙動について勉強するというよう

なことをしておりますし、通産省の地質調査所というものは、地質関係を中心とした地震関係の勉強をいたすわけでございまして、それぞれ各省が、もちはもち屋といいますか、それぞれの持ち分に応じて研究をいたしております。それでは各省政府の機関が持っております専門の知識、技術を駆使してやるわけでございますので、同じ地震でも違うことをいたしておるわけでございます。私も科学技術庁はこういう面の見積もり調整というのをいたしておりまして、毎年各省が予算要求をいたします前に、自分たちの研究課題を科学技術庁に持つてまいります。科学技術庁は、重複をしないでありますものは取り下げすることにいたしておりますが、そこらの調整は十分いたして大蔵省へ提出をいたさせておるわけでございまして、この見積もり調整権を背景に重複をしないでありますとございまます。先ほどの公書の問題につきましても、関係各省それぞれの得意の分野で公害問題を研究いたしておりますけれども、この調整も先ほど申しました見積もり調整の権限に基づいてますでございまます。先ほどの括子算を計上するといふ形をとつておりますので、見てくれば一見同じことを各省がやつておるようでござりますけれども、最も自分たちの得意の分野で研究をいたして調整をいたし、環境庁が一括子算を計上するといふ形をとつておりますので、見てくれば一見同じことを各省がやつておるようでござりますけれども、最も自分たちの得意の分野で研究をいたして、その総合調整は科学技術庁の見積もり調整でいたしておる、このようにお考えいただきたいと思います。

○八木委員 深く論争するつもりはないのですが、確かめておきたいと思うのです。

○勝谷政府委員 関係各省伝統的なすぐれた技術分野がござりますので、主としてその各省の研究に専属の分野につきましては從来どおりいたしてお

いたしまして、最近のような複雑な社会現象に対しましては、関係各省相互に協力をし合ってやらなくてはなりませんので、このような各省固有の分野でなくして総合的にやらなくちゃいかぬ谷間の分野につきましては、私ども、先生も御存じと聞いておりますが、特別研究促進調整費で及ばずながら思いますが、特別研究促進調整費で及ばずながらも拡大いたしました科学技術振興費を背景にいたしまして、その総合調整の方向に進んでまいるべきではないかと考えておるわけでございます。

○八木委員 先生御指摘の、研究の体制そのものについても勉強するとおっしゃつていらっしゃいますけれども、こういうものにつきましても科学技術会議が

勉強いたしまして、どうしたらいかということを諸外国の先例等も勉強の上、日本に適した方向の指針が将来は出るのではないかと私どもは考えておるわけでございます。

○八木委員 私も概念としては、やはり十の省にまたがつて同一目的のものを研究をしておるわ

けですけれども、そういう事柄についてはいかが、これはやはり相互に当然密接不可分のものでありますとございました。

○八木委員 私も申上げたような各省にまたがつて研究が行なわれておりますので、そこで、いま御答弁の新設された科学技術振興調整費のこ

とについてお伺いをいたします。

○八木委員 いま私が申し上げたような各省にまたがつて研究が行なわれておるそういうような研究課題につい

てが、従来の促進調整費の場合も、予算が使われておりますのはそういうのが多いのですね。昭和

五十四年度の「特別研究促進調整費による研究課題及び経費」という科学技術庁の方から出されてお

りますところのものを見てみましても、ほとんど私が指摘しましたような特別研究等について出され

ておるもののが非常に多いというように私は見受け

たのでありますけれども、これでことしこういうよう

うに科学技術振興調整費ということになつたんだ

けれども、そういうことになることによつてこれまでの促進調整費と変わった部分はどういう点か。科

学技術会議が決定しましたところの「調整費活用

の基本方針」というのは、私読みましたけれども、これは抽象的な方針でございまして、具体的にことしからどういうふうに変わるのか、そして新たにどういうことが考えられておるのか、端的に御説明いただきたいと思います。

○勝谷政府委員 五十五年度まで実施してまいりました特別研究促進調整費でございますが、これ

は多數部門の協力を要しまして、原則として二つ以上の省庁が協力して行なう総合研究というものを中心にいたし、さらに年度途中で起る予見しがたい事態、たとえばこのたびの豪雪のような場合

でござります、そういうものに対してどのように处置するかという緊急研究、そのほか各種研究に共通する基礎的試験研究に対しまして民間への助成

研究、この典型的なものがヌードマウスの開発が行われたわけでござりますが、このようなものに投入いたしてまいりまして、一応の成果を上げてまいりましたが、いかんせん予算的にも非常に小規模でございまして、やることも主として国立研究機関を中心いたし、そして一部民間、一部大学が入るという形でございました。

○勝谷政府委員 このたびは、先生までにお読みだそうでござりますが、実質的には、予算が成立いたしましたので、すでに特別研究促進調整費で研究を開始しておられます継続の事業が幾つかござります。たとえば東京の直下型とか東海の地震とかを解明するための基礎になりますブレーントテクトニクスの解明につきましては、すでに五十五年から五年計画で調査研究が始まっていますので、こういうものにつきましては五十六年度も引き続いていたす必要がございます。さらに東洋医学の研究につきましては、五十五年から約三年間を目標に第一期を進めておりますので、こういうものも引き続い

てやる必要があります。

○八木委員 こういうものにつきましては、こういう計画がござります、したがつて継続でやらざるを得ませんといふことは報告はいたしてあります。したが

てやる必要があります。

○八木委員 こういうものは予算成立と同時に引き

続いて急いでやる必要がござりますので、やらし

ていただいてよろしいかどうかということをいま

最終的に検討をいたしておるところでございま

して、近くそういう継続のものについては進めて

いいというお答えがいただけるのではないかと私

ども期待をいたしているわけでございまして、そ

の他のものにつきましては、新しい検討委員会でヒヤリングをしてテーマを決めていただくとい

ことになろうかと思つております。

○八木委員 そこで、この新設された振興調整費

体制等々を踏まえての総合調整研究を進めるとい

う御趣旨だと私ども考えておりまして、従来とは

体制を一新いたしまして、従来は私どもの私的な

専門の先生方の研究委員会でテーマ等を決めてお

の中に、本年度五億円もいわゆる流動研究システムの予算が認められたわけでありますけれども、やはりこれを進めていくためには、研究者の研究環境、それが一つの大きな問題だと思うのであります。

そこで、五億円で四つのプロジェクトというものを考えてあるようありますけれども、私ちょっとと考えてみたのですけれども、大体一つのプロジェクトが二十五名程度のメンバーになるというふうにお聞きをしておるわけですが、一体この人件費といふのはどのくらいかかるものでありますか。仮に主要なメンバー十五名、それから残り二十名、こう考えた場合に、二十名の方が仮に直接の俸給について年間約五百万円、それは出張旅費とかあるいは福利厚生関係とかいろいろなもの含めますとともに大きくなるかもしれません、仮に五百円として、二十名だとそれで一億円になります。あと五名の人が七百万円なら七百万円平均だと仮にしましても、それで三千数百万円になります。こういうことになりますと、これは全然問題にならぬじやないか、一体何をやるんだ、ただ俸給をもらつていて遊んでいるわけじやないのかかもしれませんけれども、それじゃもう全然意気込みからして、スタートから何をやつていいのかわがわからぬということになりはせぬのかというふうに考えたものですから。

そうしますと、五億円四プロジェクトとすれば一プロジェクト平均一億二千五百万円、それは人件費だけで吹つ飛ぶのじやないですか。

○宮本(一)政府委員 先生のおっしゃいます人件費の問題でございますが、五年間で大体一プロジェクト二十億ないし二十五億程度考えておるのでございますが、人件費は約四割近くにはなるのではないか。プロジェクトによって違いますけれども、そういうぐあいに考えております。

それで、このたびの五十六年度の予算では五億円程度ということで、発足いたしたいと思ったのですがございますが、これは研究プロジェクトの開始時期を本年十月というぐあいに考えた次第でござい

ます。したがいまして、初年度といたしましては、先生のおっしゃいますように、やはり人間関係を中心いたしましていろいろプロジェクトの計画を組むとか準備をするとか、そういう関係がやはり中心になつてくるのではないか、このように考えております。

法案につきまして御了解いただきましてから、いろいろテーマの下準備をいたしまして、開発審議会に諮りまして、その上で確定し、研究のプロジェクトリーダーのほかに、それぞれのグループリーダーも順番に決めてまいります。そういうことになりますと、初年度としてはこの程度ではほぼ妥当なものではあるまいが、本格的な研究につきましては五十七年度からと、こういうぐあいに考えておるわけでございます。五十七年度からは格段の努力を払つてしまひたい、こういうぐあいに考えておる次第でございます。

○八木委員 細かいことをお聞きする時間はないのですけれども、実際十月から来年の三月までといままでの御答弁のように考えて、グループリーダーのその間の人件費、それから特定研究員のその間の人件費は大体どのくらいでありますか。その場合に、研究者というてもあつちこつちから集まつてくるということになると、住宅やその他の問題も出てくるでしようし、いろいろな問題が出てくるわけですね。そういうのは別としましても、直接受け人件費で幾らぐらいになるのですか。

○宮本(二)政府委員 一応事業団といたしましての業務開始時期を十月と考えておりますが、具体的な研究の開始時期は一月ぐらいになるのではな

詰め切つておるわけではございませんが、参加研究者の給与等の待遇につきましては、派遣元の給与水準、それから研究者の能力等勘案して決めるということで、いすれにいたしましても、もとの機関にいる場合よりは不利益があつてはならないことは、先生のとおりですから、実施時期がやはり中心になつてくるのではないか、このように考えております。

法案につきまして御了解いただきましてから、いろいろテーマの下準備をいたしまして、開発審議会に諮りまして、その上で確定し、研究のプロジェクトリーダーも順番に決めてまいります。そういうことになりますと、初年度としてはこの程度ではほぼ妥当なものではあるまいが、本格的な研究につきましては五十七年度からと、こういうぐあいに考えておる次第でございます。

○八木委員 これは局長を追及してもせんないことで、当初十億円を要求されたわけですが、それもやはり四プロジェクトだったわけでしょう。そうしますと、それが半減されたということは厳然たる事実ですね。そうだとするなら、それは少し無理なんじやないか。だから、初年度は二つぐらいのプロジェクトしか発足できないんじゃないかな。やはり発足する以上はきちっとして発足すべきじやないかという頭があるものですからお聞きをしておるわけなんです。

そこで、そのことについての御見解を承りたいことと、それから、これは大臣に伺いますが、この五億円といふのは三十三億五千万円の中からもう動かせないものですか。いまのような点からいきますと、四プロジェクトでスタートするといふならば、五億でそういうかつこうだけつけたような、スタートからそれじやいかぬのじやないかというふうに私は思うものですから。

○中川国務大臣 大蔵との話し合いの段階では、三十三億の中で五億程度をこれに振り向ける――

○八木委員 そこで伺いますが、今度の革新技術のシーズを効率的に創出する、そういう目的でもつて四つのプロジェクトを発足させるわけでございますけれども、もつと将来は全体的に、応用研究といいますかあるいは先行開発といいますか、そういう面でも産官学を横につないだ流動システムでもつてやっていくというふうに飛躍拡大をさせていくというお考えがおありなのかどうか。

こういう質問を私がします意図というのは、振興調整費が新設された、あるいは流動システムが発足したといいましても、全体で三十三億五千万円規模の予算でありますし、それではやはり大きな意義はない。縦割り行政という壁を破り、あるいは総合的な科学技術行政をやはり将来確立していくための一歩としてこれを位置づけて初めて意義があるのでないか、こういうふうに考えるものですから。

一方において科学技術会議の飛躍的な強化拡充

と同時に、そういう流動システムによるもつと全体、いわゆるシーズの創出という範囲にとどまらないで、産官学を横につないだそういう研究

開発ということを推進していくというお考え、いわばこれは従来の日本の研究体制の歴史からすれば相当困難な問題ではあります。そのようなお考えがおありかどうか、これは大臣からも答えてくれませんか。

○中川国務大臣 これから科学技術は大いに振興しなければ、これから世界の中で生き抜いていけないという非常に重要な使命を持っておりますから、だんだん御議論ありましたように、国家投資の割合あるいは全体としての投資比率を高めるということ、もう一つは調整ある研究費の方、こうなうことが柱となって重要でございます。

うまい調整をやれば必ずそれども、下手な調整をやつたらなくなってしまうぞということです。さ  
いますので、しっかりとすることをまず三十三億五  
千万でやっていくというところからスタートし、  
科学技術会議の皆さんのお意向も聞き、あるいはこ  
れと並行して科学技術会議の機能も強化するとい  
うようなことを斬新的にやっていきたい、こう思  
っております。

党にも要請に来られたので、各党にも要請されただと思ひます。もちろん科学技術庁にも要請がなされたと思うのであります、内容を御存じでしょうか。

これは具体的にはもつといろいろと検討しなければならないと当然思われますけれども、この構想というのは、いわゆる科学と技術との境目をつなぐというか、やはりそういう仕事というのが弱い、それでスタッフをそろえて、そういうところに中心を置いた一つの仕事が必要なんじやないか、しかも、そのメンバーはいわゆる産、官、学をつないだスタッフというものを結集して、そして、やはりそれに一定の国の予算等も与えてやるべきだということのようござりますね。そのことと今度の考え方ということには、類似点とい

ますか、やはりそういう点がなきにしもあらずと  
いうふうにも思うのですけれども、この江崎さん  
の提案についてどのようにお考えでしょうか。  
れはどなたからお答えいただくのが適切かわかり  
ませんが……。

が工学革新構想を御提言されていることはよく承知しております。また、直接先生にも何度かお会

いたしましていろいろお話を伺っております。大体の構想、いま先生御指摘のとおりでございまして、特にその御意見の原点に申しまつのは、

やはりこの日本で、当初の御質問にもございまして、なかなか革新的な、創造的な新しいもの

のが出てこない、江崎先生は数少ないノーベル賞受賞者でいらっしゃいますが、そういうノーベル

賞クラスの者がなかなか出てこないといふところを非常に御心配になりまして、そのためには、先

生御指摘のように、この産、学、官を横断的につなぎました第一線の研究者の集まりといふ中か

ら、一つの、お互いの意思疎通、切磋琢磨の中から新しいものが出てくる。そういう第一線の研究者達の評価によれば、此上二三十ページの二

者の評価をやはり先生はヒニ万エハリニエトシヨンというような言葉を使っておられますけれども、第一線の中間で評価するようなシステムが必

要なんじやないかというのが御発想の原点にあるよう伺っております。具体的にその目指しておられますところは、ただいま御審議いただいておりますこの創造科学制度と共通でございます。そういう第一線の研究者の集まる場というものが必要ではないかという御発想のように伺っております。

私ども、せっかくのノーベル賞受賞者でいらっしゃいます江崎先生の御発想でござりますから、くみ取るべきところはできるだけくみ取り、実現できるところはできるだけ実現したいという基本的な考え方でありますけれども、御承知のような行政改革のときでござりますから、在来の各種の機関との関係、類似性等もございまますし、これらにつきましてどのように整理していくべきか、その中からどういうものを実現に向かって努力すべきかということを現在少し研究させていただいておるところでございます。

○八木委員 これは私どもまだ検討不十分なでござりますが、この問題については、だんだん時間もなくなりましたので後日に譲るいたしまして、あと一、二点聞いて終わりたいと思うのでおるところでございます。

今度のシステムを発足させるにつきましては、非常に重要なプロジェクトリーダーの人選あるいは研究員の人選等について、そしてまた、実際にそういう優秀な希望する人が来てもらえるかどうかについて、あらかじめある程度見込みはつけておられるんでしような。当然そうだと思うのですがれども、それが一点。

それから 今度開発審議会の委員の数を五名ふやすということになるわけですが、数を五名ふやすというだけではなくて、内容的にこれまでとどういうふうに変わった観点でその審議会の委員が選ばれるのか、その二点をお答えいただきたい。法律改正につきまして御了解いただきました後

○宮本(二)政府委員 研究者の参加の見通しでございますが、現在、候補として御承知のようになりますが、四つのテーマを考えておるわけでございますが、

要なんじやないかというのが御発想の原点にあるように伺っております。具体的にその目標しておられますところは、ただいま御審議いただいておりますこの創造科学制度と共通でございます。そういう第一線の研究者の集まる場というものが必要ではないかという御発想のように伺っております。

**○八木委員** これは私どももまだ検討不十分なん  
でござりますが、この問題については、だんだん  
時間もなくなりましたので後日に譲るといたしま  
して、あと一、二点聞いて終わりたいと思うので  
す。

今度のシステムを発足させるに付きましては、非常に重要なプロジェクトリーダーの人選あるいは研究員の人選等について、そろそろまとめて、実際には

は研究員の人達等についてお話しで、実際にはそういう優秀な希望する人が来てもらえるかどうかについて、あらかじめある程度見込みはつけて

おられるんでしような。当然そうだと思うのですけれども、それが一点。

それから、今度開発審議会の委員の数を五名ふやすということになるわけですが、數を五名ふや

すというだけではなくて、内容的にこれまでとどういうふうに変わった観点でその審議会の委員が

選ばれるのか、その二点をお答えいただきたい。

さいますか 現在 僕として御承知のようになりますが、四つのテーマを考えておるわけでございますが、

注釈改正に、筆者にて御無いがままにして御

開発審議会の議を経てこれは決めていただくものでございます。したがいまして、現段階におきましては一応非公式に当たったところでございますが、研究者もそれからの研究者の親元機関でも、本件については非常に意欲的でございます。元来、このテーマ自体理論的な研究の段階で、そういういふがテンシャルを持った研究者ですでに関与しておられた方がかなりあるわけでございます。そういう方々が中心でございますので、そういう研究者を抱えておる親元企業も当然そのテーマに関心を持っております。したがいまして、私どもが現在考えておりますテーマにつきましては皆さんが意欲的でございまして、特に支障があるとは考えておらない次第でございます。

それから、審議会の人選でございますが、確かに今度法律改正していたりますと五名ふえるのが、さらに今後のプロジェクトの選定それからリーダーの選定等きわめて基礎研究部門についての新しい判断が必要なわけでございます。したがいまして、その中の方々といたしましては一応三つのグループで考えたい、こういうように考えておりまます。そのうちの一つは、技術の動向についてきわめて長期的な総合的な観点に立つて判断できる方、ゼネラリストと申しますか、そういう広い視野に立つて見ておられる方々のグループ、それからもう一つは、物理とか化学とか生物とかそういう基礎科学分野、こういう方面について非常に詳しい専門的な識見を持つた識者のグループ、その研究はそういう分野でございますので、それから第三番目は、電子工学とか材料工学とかいうわざテクノロジーの分野の方を一つのグループと考えまして、大体三つのグループから十五名の方々

を選びたいと考えております。もちろんこれで今後のシーザー探索研究の全分野を尽くしたとはとても申せませんので、その下に問題ごとに多くの専門委員を委嘱いたしまして調査の充実、審議の充実を図つていきたい、このように考えておる次第でございます。

○八木委員 あと二点の質問で終わりたいと思うのですが、一つは、これは当然のことだとお答えになると思うのですけれども、今度のプロジェクトの将来上げるであろう成果、そういうものの利用については、平和目的以外には利用しないといふことであると思うのですけれども、その点はつきりと大臣からでも表明できるでしょうか。もちろん基礎研究でありますから、たとえば今度の研究テーマの一つであります超微粒子の研究の場合でも、これが成功すればあるいはロケット材料に利用できるかもわからない。そのロケットは平和目的のみならず軍事的にも使おうと思えば使える。そういうわけだからこのテーマは研究の対象として適切でないなどと言つておるんじゃないのです。そういうことはわかつておるんですけどね、成果は平和目的以外に利用しないという点、大臣からでも明言できますでしょうか。

○中川国務大臣 御承知のように、この課題は特

定の目的じやなく、基礎科学といいますか、創造科学を探索する基本的なものであつて、軍事目的とかなんとかといふ一切ございません、特に軍事目的にこれを利用するためにやるなどということは絶対ないことございまして、一般的な科学技術の振興ということでやるものであり、いやそれが何に使われるかということになると、これはまたそのときどきの必要性に応じて判断すべきものであつて、そこまでも基礎研究が拘束できるかどうか。気持ちとしては平和利用、平和産業ということでスタートすることは間違ひがございません。

○八木委員 そこで、この事業団法、今度の改正部分とは関係ございませんけれども、いわゆる秘密条項がございますね、二十条でございますか。

ほかもちょっと調べてもらつたんですけれども、余りないです。理化学研究所法にもありますけれども、特にこの法に、そういう秘密を漏らしてはならない、それを漏洩したり盗用した場合には罰金幾らに処すというようなことがうたわれておる趣旨、そういうものを簡潔に説明をしていただきたい。

もちろん、これは基礎的な研究をやる事業団でございますから、研究成果は全部公開すべきものであると私は考えますし、基礎的研究である以上、ノーヘアなどではないはずだ、こう思いますので全面的に公開されるべきものである、このように考へるのであります。二点お答えいただきたい。

○宮本(一)政府委員 第二十条の研究業務に関連

した秘密の保持義務でございますが、これにつきましては、従来の委託開発業務、これは各企業から

の製品特許みたいなのが多いわけでございま

す。そういうことで、いろいろノーヘアやら何やら特許にならぬようなものにつきましても、秘密

の開示を受けまして、それであっせんやなんかやつておった次第でございます。いわば、第三者の権利保護という形であったものでございます。

それで、このたびの基礎研究につきまして、今度の流動研究システムと申しますのは、一つのグルーブリーダーのもとにいろいろな組織から人が出てまいります。しかも、これは終身雇用制じやございませんで、事業団に帰属意識を持つような人たちではございませんで、五年間の契約で研究をして解散するわけでございます。したがいまして、その期間内におきましては、成果ができるまではやはり秘密をちゃんと保持していただく。お互いにライバル企業からの研究者も出てまいります。そういう関係もございまして、この研究体制の一つのモラルと申しますが、そういう意味で、こういう体制がございませんとやはりいろいろ研究者を出しづらいのじゃないか、こういうふうに考えて、この規定は今度の業務につきましても維持することにいたした次第でございます。

○中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

○斎藤(実)委員 私は、新技術開発事業団法の一

部を改正する法律案について質問をいたしたいと

思います。

最初に、科学技術の総合行政について、特に総合調整機能について伺いたいと思います。

○斎藤(実)委員 私は、新技術開発事業団法の一

部を改正する法律案について質問をいたしたいと

思います。

最初に、科学技術の総合行政について、特に総

合調整機能について伺いたいと思います。

○斎藤(実)委員 私は、新技術開発事業団法の一

部を改正する法律案について質問をいたしたいと

思います。

最初に、科学技術の総合行政について、特に総

合

を通じて総合調整へ踏み出した。まだことは芽でありまして、これからひとつだんだんと科学技術会議等の御意見も聞きながら前向きにやつてみたい、こう思つておるところでございます。

○斎藤(実)委員 大臣、科学技術振興調整費が本年度から新たに三十三億五千万円計上されました。これで総合調整をするということでおざいまして、確かに総合調整の機能を發揮するということではあります。少ないと思ひます。それで、効果あらしめるために、大臣、来年度はひとつ特段の御努力をいただいて、十分この総合調整機能を発揮できるよう使いをいただきたいと思うのです。

それから、総合調整は、国の研究投資全体を長期的に総合的に見直して優先順位を明確にしなければならぬと思うのです。適切な予算配分をすることがきわめて大事だ。それで、科学技術閣僚会議、これは主に大臣が中心になってやるのですが、そういう優先順位とか予算の配分とかについて、これは長期的、総合的にどう取り組むかといふこともあるので、これについてはどうお考えですか。

○國山政府委員 先生御指摘のように、財政も厳しい折から国の科学技術関係の支出をどう使っていくかというのは非常に重要な問題でございまして、特に優先順位をつけ重点指向すべしという御意見は非常に各方面にあるわけでござります。現在までのわが国の科学技術の各分野というのは、非常に広い範囲にわたりましてひとしく力を入れて、全般的に非常に成長を遂げてきたということが言えるわけでござりますが、科学技術水準も非常に高くなつてまいりましたし、世界的に見ましても相当な高い水準になつてきました。

一方また、いわゆる縦割り分野的なもののはかに、いわゆる基礎研究あるいは応用研究、開発研究というような分け方もあるわけでございまして、特に自主技術、革新的な創造的な芽を出していくという意味におきまして、やはり基礎研究に対する力も入れていかなければいけない。そういう意味におきまして、いわゆる基礎、応用、開発といふ非常に割り方での重点配分と申しますか、そういうふうな割り方でもあるわけですが、かね、このように思つておるところでございます。

○斎藤(実)委員 この科学技術の研究投資について伺いたいと思うのですが、わが国全体の研究開発投資の水準ですが、官民合わせて現在どういう状態になつているのか、具体的な数字があればお答えいただきたいと思います。

まず国全体の研究開発投資でございますけれども、これは最も新しい五十四年度の数字で申しますと、官民合わせまして約四兆八百億円という数字になつております。これを水準といったしまして、各国と比較いたしますと、統計の数字のそろつております五十三年度あたりで比較いたしてみますと、五十三年度では日本の数字は三兆五千七百億円ございました。これに対しまして、一番大きい米国が約十兆円、私どもの持つております数字であります九兆九千五百五十六億円という数字が出ており

ますが、その次がソ連の約六兆円、六兆一千五百四十八億という数字がございます。その次三番目に日本の三兆五千七百億があるわけでございます。確かに総合調整をするということでございまして、少ないと思ひます。それで、効果あらしめるために、大臣、来年度はひとつ特段の御努力をいただいて、十分この総合調整機能を発揮できるよう使いをいただきたいと思うのです。

も、やはり先進国に伍しまして今後どういう分野で日本の得意とする科学技術を伸ばしていくかと、いう非常に重要な問題でござりますので、なかなか簡単に優先順位あるいは予算の配分比率といふものがでることはむずかしいことではあるとは思つておりますけれども、日本の科学技術の現状について、私はこの三十三億五千万円ではまだ少ないと思ひます。それで、効果あらしめるために、大臣、来年度はひとつ特段の御努力をいただいて、十分この総合調整機能を発揮できるよう使いをいただきたいと思うのです。

で日本が世界の第三番目だ、これは理解であります。しかし、科学技術会議の昭和四十六年度の五号答申と昭和五十二年の六号答申においても、対

するわけにいかない。それから、いわゆる政府がみ

ます。一方、これの政府負担割合と申しますか、公共交通の割合というのが日本は低いということがよく言われております。これは諸外国、たとえば

高いところではフランスの五六・七%、米国は五〇%、西ドイツの四六%というようなどころに比べまして、日本は二八%という数字が出ております。それから、この数値からいわゆる国防関係の研究費を引きまして、米国が三五・八%、フランスが四六・六%、西ドイツが四二・九%というよう数字に対しまして、日本は政府公共負担割合が二七・二%ということで、著しく低いといふことが言われておるわけでござります。

それから、国民所得に対しましてどうかといふことにつきましては、日本としては科学技術会議におきまして、国民所得の当面二・五%、将来三%を目指すべしということが言われておりますけれども、比較的伸びました五十四年度の新しい

数値でも二・二九%と、いうことでまだ相当な開きがある、こういう状況にあるかと思つております。

これから、この辺はやはりどうしても民間に期待する

は三%を目指すということですね。現在は二・二九%ということでおざいましたが、せひこれは今後の問題として、十分にひとつ努力をいただきたいと思うのです。

○國山政府委員 先生御指摘のように、先進諸国の中での政府負担割合が非常に低いということは、私はきわめて困難なことだらうと思うのですが、このわが国の研究費の負担割合についてどうお考

えになつていいのか伺いたい。

○國山政府委員 先生御指摘のように、先進諸国の中での政府負担割合が非常に低いということは、それはそれで御指摘のとおりでござります。これはそれで

この問題が違いますので、また、その中の政府の役割りといふのもいろいろ違つておりますので、概に数字のみで比較すると、いうわけにいかないかもしれませんけれども、そういう面で申し上げますと、日本の場合は特に民間の活力が中心になつて今日の成長を遂げてきた。その背景にこの民間の研究開発投資が非常に活発であったということが、一面非常に歓迎すべき点として評価すべきではないかと思つております。

しかし、これからのことを考えますと、日本の科学技術レベルも非常に向上いたしまして、あるいは世界的に見ましても科学技術レベルといふものが非常に高くなつてきた。そういたしますと、これから研究開発というのではなくて、多額の資金を要する研究が多くなる。核融合などがよく例と

して言われますが、多くの資金と長い期間が必要である。この辺はやはりどうしても民間に期待する

わけにいかない。それから、いわゆる政府がみ

すからやるべき分野、いろいろ保健関係、環境関係等の分野がございますし、これらはやはり政府がみずから研究を推進しなければならぬだらうということをごさいます。それからさらに基礎的研究の大きい分野になりますと、これはやはり非常にリスクの大きいものでございますから、果たして民間が研究投資をいたしましてそれだけの利潤が上がるかというようなことになりますと、この辺は民間ではなかなか期待できない。しかし国全体の技術水準を上げるということのためには、やはり基礎研究に國が力を入れなければいけないというようなことで、まさにこれからますます國が研究開発について負うべき役割りというのが非常に大きくなってきた時代であるということが考えられるわけでござります。

先生御指摘のように、財政事情非常に厳しい折でございますので、國の投資といふものを拡大するのもいろいろ困難があろうかとは思いますがども、やはり必要性ということでは、将来の日本の國のことを考えますならばできるだけの投資をしなければならない。したがいまして、私どもとしましては研究費の効率的な使用というふうなことを十分考えながら、しかしながら分野には必要な資金が投じられるように最大の努力をいたしたい、このように考えておることろでございます。

○斎藤(実)委員 いま御答弁がございましたように、科学技術の基礎研究というものはきわめて大事だという答弁でございますが、私もそのとおりだと思います。五十三年度においては、わが国の基礎研究が一六・六%、応用研究が二五・一%、開発研究五八・四%、こうなつておるわけでござります。それで各國の構成比率を見ますと、西ドイツは二三・九%，フランス二一・一%，イギリス一六・一%，アメリカ二一・八%，こうなつておるわけです。したがつて、せひともこの基礎研究の比率がアップできるように努力をいただきたいと思うのです。

次に、技術貿易について伺いたいと思うのですが、この技術貿易収支は技術競争力の一つの目安

になるとと思うわけでございまして、昭和五十四年の科学技術要覧によりますと、日本は輸出受け取りが輸入支払いの〇・二七にしかなっていないわけで、大幅な入超になつてゐるわけです。政府はこのことをどのように受けとめておるのか、また技術貿易は収支を含めてどうあるべきかといふこと

えますと、現在まで、特に戦後、技術を導入いたしましたて、これを加工いたしまして輸出するといふことで、ここまで成長してきたわけでござりますけれども、今後は日本の自主的な技術といふものが育ち、それを技術として輸出できるということによりまして、技術貿易の収支がだんだんバランスし、黒字になるということを目指していかなければいけないかぬ、こう思つておるところです」とございま

しておるわけでござります。

技術導入という側面になりますといままで相当厳しい規制をしてまいつた、それに対しまして技術輸出の方は余りさほどな規制がない、それは確かに御指摘のとおりでございますが、これは先生御案内のとおり、実はいわゆる対外的な取引というものはあとう限り自由にさせるということが望ましいわけでございまして、とりわけて昨年の十二月一日から外国為替及び外国貿易管理法が全面的に改正されまして、それで原則自由ということとをその法の第一条におきましてもはつきり明記したわけでございまして、その中で対外取引の正常な発展を期するために対外取引に対し必要最小限の管理または調整を行う、こういう言い方になつております。

そういたしますと、必要最小限の管理または調

そういういたしますと、必要最小限の管理または調整というのはいかなるものか。そこで、先生先ほども御指摘のようにたとえば軍事輸用の技術というようなことに相なりますと、これは確かにいろいろな観点から非常に問題でございます。されば、この外為法の改正法の第二十五条でございまが、ここにおきまして、条約等々の国際約束の履行でございますとかあるいは国際的な平和及び安全の維持を図るために必要な限度におきまして技術輸出について所要の調整を行うという規定を設けておりまして、これにつきましては非常に厳重なチェックを私どもの方で実施しておるということでございます。

それから、全体の赤字基調になつております原因につきましても、よく見てみますと、それぞれの技術導入契約等におきまして、いわゆる対価の支払い、ロイアルティー等の支払い条件というものがその技術をもとにいたしまして生産いたしました製品の生産量あるいは販売量に応じて支払うということになつておりますので、わが国の経済が非常に発展いたしまして製造が盛んになるといふことになりますと、過去において導入しました技術の支払いがどんどんふえていくということがございまして、これも赤字の一因かと思っております。同じような傾向は西ドイツにもございまして、西ドイツも御承知のように現在非常に高い科学技術水準になつておりますけれども、やはり技術貿易におきましては赤字ということになつておるわけでございます。

えますと、現在まで、特に戦後、技術を導入いたしました、これを加工いたしまして輸出するということです。ここまで成長してきたわけでござりますけれども、今後は日本の自主的な技術といふものが育ち、それを技術として輸出できるということによりまして、技術貿易の収支がだんだんバランス

しておるわけでござります。

技術導入という側面になりますといままで相当厳しい規制をしてまいつた、それに対しまして技術輸出の方は余りさほどな規制がない、それは確かに御指摘のとおりでございますが、これは先生御案内のとおり、実はいわゆる対外的な取引というものはあとう限り自由にさせるということが望ましいわけでございまして、とりわけて昨年の十二月一日から外国為替及び外国貿易管理法が全面的に改正されまして、それで原則自由ということとをその法の第一条におきましてもはつきり明記したわけでございまして、その中で対外取引の正常な発展を期するために対外取引に対し必要最小限の管理または調整を行う、こういう言い方になつております。

そういたしますと、必要最小限の管理または調

○齋藤(実)委員 次に、法案の中身について伺いたいと思うのです。

今回の改正案の内容については、新技術の開発を一層積極的に推進するということで、新技術開発事業団の業務としては、新技術の創製に資すると認められる基礎研究に関する業務を改正しようというわけでございまして、今回の流動研究システムによる革新技術の芽の探索研究を推進するとのことになつてはいるわけでございますが、新しい研究システムができるても有機的に機能するかといふ

うかということが問題として残るだらうと私は思うのです。

そこで、流動労働システムの予算や人員はどう  
くらいでスタートするのか。昭和五十六年度予算  
では新規計上された科学技術振興調整費三十三億  
五千万円のうちどれくらいの予算を充てるのか、  
これが一点。昨年末の予算要求の段階で十億七千  
万円の要求をしたのに対して五億円に決定をした  
というふうに大臣は答弁されました。当初の構

想の半分に日縮されただけで、これは予算要約のときに、どうしても十億七千万円というものは必要だということです。いぶんがんばったといふうに聞いておりますが、半分になつたということで影響が出てくるのじやないかと思うのです。が、その点いかがですか。

度、こういいます。人員にして八十名程度になるわけでございます。人員にして八十名程度、こういいます。

それで、初年度確かに十億七千万要求いたしておったのでございますが、このときの原要求は、新技術開発事業団に直接出資をお願いいたしたものでございました。その後におきまして、創造科学技術推進の制度化につきましては科 学技術会議でその調整を、意見を開いてくれ、こういう話になつてしまひりまして、ようやく三月上旬に結論をいただいた次第でございます。したがいまして、当初は大体十月から研究が実施できる

といら予定で考えておったのでございますが、こういう状況になりまして、年明け以降ぐらいの感じでおるわけでござります。そこで若干時日が経ておると、いう関係もござります。そういうことで、本年度におきましては大体五億円程度でまあやつていけるのではないかと思つております。五十七年度から本格的な立ち上がりをやつて

いきたいというように考えておる次第でございま  
す。

○斎藤(実委員) 本年度五億円程度で何とかやつていくというわけですね。それはそれで結構ですが、従来は、特別研究促進調整費、特調費と言つておるのでですが、各省斤間の研究業務の促進だとか調整を行つてきたわけですが、いままでどういうふうに使つてきたのか。たとえば、昭和五十二年度の十八億三千万円をピークに五十三

年度では十六億五千万円、五十四年度では十五億円、五十五年度は十三億五千万円ですか、次第にしりぞみになってきた、これが実態ですね。

調費の使い方に問題はなかったのかどうか。突発的な研究は別にしても、各省庁間相互の研究についてはできるだけ早い時期に実施すれば、きわめて効果的に使用されるのではないかと私は思うのですが、この点はどうでしよう。

○勝谷政府委員 先生の御質問、三点あつたのではないかと思います。第一は、従来特調費を使つておりました基本的な方向、第二は、五十二年以後減つておるがどうしたのか、第三点は、年度の後半に比較的開始したものがあるけれども問題はなかつたか、この三点ではないかと思います。

第一の点でございますけれども、従来の特許費は、各省庁の所管にかかります研究業務の総合的な推進を図りまして、かつ、その相互間の調整を図るための経費でございます。

柱が三つございまして、第一が、多数部門の協力を要し、原則として二以上の省庁が協力して行う総合研究。たとえば地震が何ゆえ東海、関東地域で起くるかということを、関係各省のそれぞれの地震技術を総合的に集めまして原理を追求していくまやつておりますが、そのようなものでございます。第二は、年度当初に予見しがたい事態

研究を発表いたしました。三番目に、その他の各種研究に共通する基礎的試験研究等に関する民間への助成研究。これまで今まで最も成果を上げましたのはヌードマウスの研究でございまして、高血圧を必ず起す純粹のヌードマウスを日本で開発いたしまして、ノーベル賞に次ぐ栄誉ある賞を得られております。

三十五年から三十六年までは百八十四億の予算を投入いたしましたが、いま申し上げました第一の総合研究に百三十六億、それから緊急研究に三十五億、助成研究に四億、その他事務費等を計上いたしております。それ以外に第一のカテゴリーに第一、第二のカテゴリーそして第三のカテゴリーに色々とござることとなつておるわけでござります。

第二の五十年以来の数字でございますが、先生御指摘のとおりに五十年の十六億から減つてしまつて、五十一年は十四億八千万になりました。五十二年度に十八億三千万とふやしたわけでござりますが、これはこのときに地震研究をやれども強い要請が出てまいりましたので、特別の枠を設けましてこの年に十八億三千万とふやしました。しかし、その後は先生御指摘のように一割を毎年減らしてまいつたわけでございます。これは大蔵省の査定の原則がございまして、このように一括計上いたします調整費は毎年一割ずつカットするという原則でまいつたわけでございます。私どもは、このよう重要な調整費がその原則のために切られることはきわめて不本意であるといふことで、五十五年度は、見てくれば前年の十五億に対して十三・五億と一割の減でございますけれども、このように重要な調整費がその原則のためには必ず切られるべきではないのであるといふことであります。

れども、大蔵省とともに種々検討いたしました結果、実質的には十五億五千万と五千万上回っているわけですが、まして、従来の漸減傾向を、微増ではございますが逆に向かせた経過がございます。これは、かかるてこのような総合調整的な各省が一緒にやる研究開発の必要性が認識されたからでございまして、このような背景も踏まえまして、こ

のたびは御存じのとおりの大幅な予算、倍増する予算をつけていただきまして、特調費を発展的に予算をつけていただきまして、特調費を発展的に予算をつけていただきまして、特調費を発展的に

解消しまして科学技術委員会として生まれ変わったわけでござります。

最後に、特調費は従来から年度途中に出していくものが多いのではないかということをございます。特調費の実施に当たりましては、毎年度当初に前年度から継続しております継続課題をまず開始させます。そして、新規の研究課題につきましても、必ず二回を経て、それを最終報告の期まで

でも、結果をもろに否定する立場は開拓者の論理では、検討いたした上で、可能な限り早急に、そのような方針で実施をしてまいりました。しかし、先生もそれはやむを得ないだらうとおっしゃつたわけござりますけれども、自然災害等の発生にに対する緊急研究でございますけれども、これはどのようなものが起こるかわかりませんので、一定の

金額を相当余裕を持つて留保しておきまして、実際にその金額がその予算を上回らないときにその残額を割り当てる方針をとってきたわけでござります。たとえば五十五年度の例を申し上げますと、継続課題と新規課題と合わせまして二十六課題の合計約十一億円をまず実施いたしておりました。そして、残りの約二億円を留保しておきました。その後五十六年二月に至りましたて、豪雪対策等緊急な研究三課題に七千万を充当いたしましたて、残りの一億三千万を各方面から要望の強い総合的な研究四課題に充当したわけでございます。年によりましても、いま申しましたようなことで最初大幅に割り当て、逐次限られた課題を後に割り当てるということでございます。五十五年はそのように一回と二回に分けまして、一回目ではほとんどを割り当て、二回目で残額を割り当てた。極

端な例で五十三年度を申し上げても、第一回で二十八課題のうちの十八課題を割り当てておりますて、年度末には三課題を割り当てるというような割り当て方をいたしておるわけでございまして、先生御指摘のように必ずしも十分ではございませんでしたけれども、一生懸命やつてしまいりまして、さらに五十五年度等はそのような御指摘に対

しましてもおこたえし得るような実績を示してい  
るのではないかと考えておるわけでございます。  
新しい制度につきましては、御指摘の線を十分  
踏まえまして実施をしてまいりたいと思っており  
ます。

○齋藤(実)委員

特調費の執行については適正か

つ効果的な活用を図るということはもう私がいま  
さら申し上げるまでもないわけですが、科学技術  
研究調査会を開いて意見を聞いてきたわけですね。

そこで、昭和五十六年度からの科学技術振興調  
整費の具体的運用についてどういう機関で意見を  
聞くのか伺いたいと思うのですが、ことしの三月  
九日の科学技術会議においてはこういうふうに言  
っている。「適当な場を設け事前に広く関係省庁、  
関係機関等の意見を聽取る。」この「適当な場」  
というのを一体どういう場ですか伺いたい。

○勝谷政府委員

従来の特調費につきましては、

先生から御指摘のよう

い。

嘱を受けました学識経験者によつてテーマを選ん  
でまいりました。このたびの科学技術振興調整費  
につきましても、先生いまおっしゃいましたよう  
な基本方針の留意事項のところに書いてあります  
原則に基づいていたすわざりますけれども、この調整費の具体的運用につきましては、  
現在、といいましてもこの十日ぐらいの間でござ  
いますけれども、科学技術会議におきまして審議  
中でございますが、調整費のテーマ選定に當たつ  
ては、科学技術会議に産業界、国立試験研究機  
関、大学等の学識経験者と科学技術会議の学識經  
験議員から成る委員会を設けるということが検討  
されておりまして、こういう方向での委員会がで  
きることがほぼ見通せるわけでございます。本委  
員会におきましては、第一線で下活躍していら  
つしやいます研究者たちの意見を十分に聞いてテ  
ーマの選定を行うということになつております。

しましてもおこたえし得るような実績を示してい  
るのではないかと考えておるわけでございます。  
新しい制度につきましては、御指摘の線を十分  
踏まえまして実施をしてまいりたいと思っており  
ます。

○齋藤(実)委員

せひひとつ優秀なメンバーをそ

ろえて発足していただきたい。要望しておきま  
す。

○齋藤(実)委員

特調費の執行については、科学技術振  
興調整費三十三億五千万を取り崩しても今度の流  
動研究システムの予算をふやしてはどうかという  
ふうに私は個人的な考え方を持つてゐるのです。こ  
れは大臣の持論だというふうに私は伺つてゐるの  
ですが、わが国の科学技術振興といふことについ  
てはちやちな金額ではなくて、三百億とか五百億  
とかいうふうに飛躍的に金をふやしてわが国の科  
学技術振興に力を入れなければならぬというふう  
に、私は雑誌か何かで大臣のあれを見たことがあ  
るのです。これは国家百年の計の上で、これから  
わが国が生きる道はやはり科学技術の振興だろう  
と先ほども大臣が答弁しておりましたが、大臣、こ  
の科学技術振興調整費将来大幅にふやすとい  
う決意があるのかどうなのか、ひとつ伺いたいと思  
うのです。

○中川国務大臣

確かに私も雑誌が新聞かでそ  
ういう発言をしたよう思つております。一兆円を  
超える国の研究費の中で、これを真に総合調整し  
ていくには、科学技術会議が三百億円や五百億  
円持つてやらなければ真の調整はできないのじや  
ないかという議論が確かにあります。しかし、  
初年度のことでもありますし、まず少ない金では  
あるけれども体制固めをしてみて、本当に実効あ  
るものであるならば、予算は継続性ですから急に  
はふえなくとも、だんだんそういう方向に近づい  
ていくのではないか。ただ、これがますます、名  
前だけは調整費だけでも中身がないということ  
になつてくるとこれは先細りをするといふこと  
で、初年度であることの三十三億については今  
後期待を持てるよらない仕組みで調整できる  
ことを期待し、実績でもつて相手に評価をしてい  
ただいてたくさん予算がつくよう、こういう気

従来の特調費以上に権威のある科学技術会議の委  
員会によつて行われるということになりますの  
で、御了承いただきたいと思います。

○齋藤(実)委員

せひひと

う優秀なメンバ

ーをそ  
ろえて発足していただきたい。要望しておきま  
す。

○齋藤(実)委員

せひひと

技術移転推進対策を講ずることが必要である。」  
こういうふうに述べられているわけですが、この  
技術移転を進めるために具体的に国としてはどう  
いう対策をこれから講じていくのか、これは大臣  
に伺いたいと思います。

○富本(二)政府委員 先生の最初の御質問でござ  
いますが、技術移転、国際間、国内間いろいろあ  
るが、どのような問題を取り組もうとしておるの  
かという点でございますが、技術移転の問題は、  
大別いたしまして、国内問題を考えました場合に  
技術の供給側の問題、それから技術の需要側の問  
題と二通りに分けられようかと思っております。  
私どもの問題意識いたしまして、技術供給側の  
問題といったましては、国有技術、主として国の  
研究機関あるいは大学の研究成果でございます  
が、これは基本特許と申しますか、すぐに商品に  
なるという品物でないものが多いたいう関係もあ  
るかと思ひますが、なかなかこれが民間側に受け  
入れられていかない、需要と結びつかない点が  
ござります。こういう問題をひとつ何とかしなけ  
ればいかぬのじやないか、もう少し民間が利用で  
きるような体制に環境をつくっていく必要がある  
かと思つております。

それからもう一つは、技術需要側の問題でござ  
いまして、この問題としてはある程度中小企業問  
題と言えようかと思っております。中小企業は技  
術力、資金力ともに相対的に能力が不足いたして  
おりまして、基本的に新技術を受け入れる素地に  
乏しい、ここに中小企業に対して新技術を受け入  
れられるような条件整備をやる、大体こういうよ  
うに考えておりまして、供給側としては国有技術  
の民間への移転、それから需要側として中小企業  
の技術受け入れ体制の整備、この二点につきまし  
ての課題として認識をしておる次  
第でござります。

なお、先生の申されました国際間の技術移転、  
これにつきましては、技術的な側面だけではなく  
て、経済環境とか、その風土の問題でございま  
すとか、いろいろ複雑な側面がござります。現

在、科学技術会議の国際協力分科会、こういうふうと  
ころで検討いただいておるところでございます。  
この成果が得られ次第、その方向で実現に努力いた  
たしたい、このように考えておる次第でございま  
す。

○中川国務大臣 御指摘のように、科学技術会議  
から昨年八月「技術移転の推進に関する意見」が  
内閣総理大臣あてに提出されました。政府として  
は、同意見に沿いまして新技術開発事業団におけ  
る新技術のあっせん、委託開発等の拡充強化をして  
まいりたいし、もう一つ、日本科学技術情報センタ  
ーにおける新技術開発施設につきまして強力を推し因つてい  
たい、こう思つておる次第でござります。

○斎藤(実)委員 いま大臣から答弁ございました  
日本科学技術情報センターでございます。これは  
技術移転を進めるための共通的な基盤整備の一環  
として四月六日にスタートしたわけです。大臣もご  
らんになつたと思うのですが、JOIS II のオンライン  
サービス、これは全国に支所が幾つあるか私も  
わかりませんけれども、こういうオンラインサービ  
ス、地方への技術移転を進めるために全国的に支  
所をたくさんつくるべきだ、これはきわめて大事  
だと私は思うのですね。確かに東京とか大阪とか  
名古屋とか、そういう大都市なら便利ですけれど  
も、全国的に中小都市でもああいうサービスを受  
けられれば、中小企業に対してもよりよい情報の提  
供になるだろうと私は思うのです。ぜひひとつ全  
国的に支所を充実強化してもらいたい。これがわ  
が国の科学技術の情報収集なり、あるいは科学技  
術の発展に大きな貢献をするだろうと私は思うの  
ですね。北海道にこれはまだないので、ひとつ  
大臣に伺いたいと思うのです。

○中川国務大臣 先般JOIS II の開通式ですか  
に斎藤委員もおいでいただきまして、本当にりつ  
ぱなものができるものだとびっくりいたすほど感  
心いたしたわけござります。  
現在六カ所の支所を持って全国各地に移転して  
いるわけでございますが、あと四カ所ふやしたい  
いわゆる複雑な側面がござります。現

という計画を持っているようでは、そのうち、  
とりあえずことしから斎藤委員の選挙区札幌に支  
所が設けられる、こういうことになつております。  
このように、コピーブラシの生み出すというものに  
面は四ヵ所を目的に広げていきたい、こう思つて  
おります。

○中村委員長 和田一仁君。

時間が参りましたので、これで  
終わります。

○和田(一)委員 いろいろ審議の中ではつきりし  
てまいりましたけれども、基本的なことについて  
て、やはりちょっと伺つておきたいと思います。

先ほどもお話を出ておりましたけれども、わが  
国における研究体制といふものは世界の国に比べ  
ても大変程度は高い、そう思つております。特に  
研究費の総額であるとか研究者の数、こういうも  
のについては、先ほどのお話のようにアメリカ、  
ソ連に次いで第三位である、そして世界がこうし  
た研究費に投入している総額の約一〇%の費用を  
日本も投入してやつてある、こういうようなお話  
でございました。

それだけ力が入つてゐるにもかかわらず、わが  
国では独自のというか、つまり創造性を発揮し  
て、これは新しいものだという革新的な技術がな  
かなか生まれにくい、全くないといふわけではな  
いのでしようけれども非常に少ない。これは一体  
どういうところからそういうことになつてゐるの  
か。從来からそういう研究については、官、民  
といふような区分けをすれば民間が非常に主導的  
なかつこうでこれをやう。そのためにはやはりどう  
しても目先の利益を追求して先を急ぐ、そして、  
むしろ自分よりも先行しているものがあればそれ  
を取り入れて早く消化して、さらにそれを改良し  
ていいものにして身につけていく、こういうや  
り方であつたために、みずから生んでいくといふ  
独創的な面に欠けていのではないかという気は  
するのですけれども、そういう点について、從来  
海外技術の導入そしてそれを改良改善する、こう  
いうことを中心に開発を進めてきた、これを今回

何とか創造性を發揮するようなものに取り組みた  
い、こういうことだらうと思います。

従来のように、コピーブラシの生み出すというものに  
面は四ヵ所を目的に広げていきたい、こう思つて  
おります。

○中川国務大臣 御指摘のとおり、わが国の科学  
技術の水準は相当進んでおるのですけれども、ど  
ちらかという改良技術が優先しておつた。ところ  
が時代がだんだん、外国の基礎的なものもそぞ  
入つてしまふ、それだけではいけないという  
技術者が創造性がなかつたということではない。  
先ほどもお話をあつたように、どちらかといふと  
研究投資は民間が非常に多かつた。民間といふこ  
とにになると、どうしても経済効果といいますか、  
投資効率を上げなければいけない、研究開発とい  
う実用化の研究にどうしても重点が置かれがち  
だ、こういうこともあつたでしょ、それから  
雇用制度が終身雇用制になつておるというよ  
うなことで縦割りが非常に強い、こういうことが  
重なつて、いままで創造研究といふものが非常  
に少なかつたんだろうと思うのです。

しかし時代は変わつてまいりまして、やはり国  
際的な協調からいつも創造科学といふことにつ  
いてやらなくてはいけないというところから、  
がまさにこの時代の要請にこたえるため、こうい  
うことございまして、何とぞ御理解、御協力を  
おねがいします。

いただきたいと存じます。

○宮本(一)政府委員 ただいまの大臣の答弁のとおりでございます。基本的にはそういうことなんですが、私どももう少し立ち入つてこれを研究体制という点から見ますと、従来はやはり外國の技術を導入いたしましてこれを一つの産業化していく、要するに応用開発研究をやりまして一つの製品を育てていって、急速に競争力なり国民の所得を上げていくと申しますが、そういう体制に關心が集中しておつたわけでございますが、こういう製品化に直結いたしますような研究といいますと、これは個人の研究というよりはむしろ組織の研究であろうと思います。日本は知的能力の平均水準が高い國民であると言わわれておりますが、こういうものを組織化いたしまして集団的に開発する、たとえば自動車のエンジンの排ガス規制を一番早く乗り切るとか、あいだした組織的な研究で非常に力を持つておつたと思うわけでございます。しかしながら、製品に直結しないよが、こういう部分はやはり個性ある研究者、個人の研究者の創造性といいますか才能と申しますが、こういうものが非常に生きている分野であるうかと思います。こういうような研究者、日本にも結構多いというぐあいにわれわれ認識しておるのでございますが、こういう人たちにそういう研究を与えるような場といいうものが従来は余りにも少なかつたのではないか。やはり日本は、大臣も申されましたような紙割り社会でございまして、どうしてもそういう一つの組織の中に組み込まれて研究せざるを得なかつた。集団で研究すれば、やはりその組織の目標でございます製品に直結するような研究に進んでいかざるを得ない。こういふ研究の場といいうものがやはり乏しかつたのではないか、こういうように考えておる次第でございます。

○和田(一)委員

おつしやるよう綻割り社会と

いうのでは、そういう組織の中でみんなやつてゐるわけなんで、研究者にとつても、どうしても自分が所属している組織が持つてゐる考え方や方化していく、要するに応用開発研究をやりまして一つの製品を育てていって、急速に競争力なり国民の所得を上げていくと申しますが、そういう体制に關心が集中しておつたわけでございますが、

思うのですけれども、果たしてそれに官、学そして産業界が本当に呼応してそれに対応してくれだらうかという心配がまず出てくるわけですね。従来のこの根深い綻割り社会、組織といふものから金然別のものをつくるのではなくに、そういうものを協力させながら横で流動的な研究システムをつくらうというのだから、それらの根回しが、どうか、そういうものは十分できているのかどうか、感触としてその辺はどういうふうにお考えになつております。

○宮本(二)政府委員 確かに先生のおつしやいますとおり、綻割り社会の中で、日本の社会といふのは非常に集団に対する帰属意識が強い体制でございまして、その中でそういう才能のある個人研究者を横断的に集めるということはなかなかむずかしい問題点があつたかというぐあいに考えておるわけでございます。そういう前提で、われわれは可能である、このように考えた次第でございます。その制度面の改善ということをどうやって考えるか、これが今回の特殊法人を使いましたこの案の内容だ、こういうぐあいに私ども考えておる次第でございます。

○和田(一)委員 私は、さつき大臣もおつしやられたように、日本の研究者に独創性が全然ないとかしい問題点があつたかというぐあいに思つております。ただ、それを發揮する場がなかつた。それをいまつくつてやるというのですから、研究者にとっては、これは自分的好きなテーマに取り組めるといふことで大変意欲的なものを持つてゐるのではないかと思うのです。

ただ問題は、その研究者を抱えている組織、企業だとか研究所だとあるいは國の機関であるとかいういわゆる組織の方から見ますと、じやそうちうテーマにうちの研究者はどうだと言われた、これを出してやるというときに、シーズの探索と不向きな対象でございますし、こういうところにつきましては大学を中心とした理諭研

究もかなり広範に行われて、理論的にもすでにかなり成熟したものにつきましては、そういう個性ある研究者が企業なり大学なり各方面に少數いるおられます。こういうような方はそれなりに相当の研究意欲を持っておられますし、それから向に縛られてしまつて、その組織の枠から飛び出

して、研究者個人が持つてゐるオルジナリティーというか、非常に個性的なものをやるという機会がなかつた、これはもう確かにそうだろうと思うのですが、それはそれを打ち破つて、今度は綻割りでなくやつてみよう、こういうことであつうと思ひます。

そこで、そういう考え方そのものは大変いいと思うのですけれども、果たしてそれに官、学そして産業界が本当に呼応してそれに対応してくれだらうかという心配がまず出てくるわけですね。従来のこの根深い綻割り社会、組織といふものから金然別のものをつくるのではなくに、そういうものを協力させながら横で流動的な研究システムをつくらうというのだから、それらの根回しが、どうか、そういうものは十分できているのかどうか、感触としてその辺はどういうふうにお考えになつております。そういうような状況でございます。そこで、適当な研究テーマとそれにふさわしい実績を持つ研究のプロジェクトリーダー、こういう方に計画をさせますれば十分そういう人たちを集めることは可能である、その人たちの持つ制度的な障害をできるだけ除いてやれば横断的に集めることは可能である、このように考えた次第でございます。その制度面の改善ということをどうやって考えるか、これが今回の特殊法人を使いましたこの案の内容だ、こういうぐあいに私ども考えておる次第でございます。

○和田(一)委員 私は、さつき大臣もおつしやられたように、日本の研究者に独創性が全然ないとかしい問題点があつたかというぐあいに思つております。ただ、それを發揮する場がなかつた。それをいまつくつてやるというのですから、研究者にとっては、これは自分的好きなテーマに取り組めるといふことで大変意欲的なものを持つてゐるのではないかと思うのです。

ただ問題は、その研究者を抱えている組織、企業だとか研究所だとあるいは國の機関であるとかいういわゆる組織の方から見ますと、じやそうちうテーマにうちの研究者はどうだと言われた、これを出してやるというときに、シーズの探索と不向きな対象でございますし、こういうところにつきましては大学を中心とした理諭研

そこにメリットがあるのかないのかということはなかなかわからぬだらうと思うのですね。そろると、研究者はありがたい、自分がやりたいと思つてそれにマッチできるかな、それも、うまくいけば何があるかもしらぬが、もし成果がゼロのときにはどうなんだ、こういうことも出てくるのではなかなかわからないだらうと思うのです。

それは裏を返して言えば、出ていく人間、研究者にとつても、この研究の成果——一つの評価として何かつかんだらしいですよ。成果がゼロだった場合には、ゼロ評価というものは、五年間出向させたけれども何もなかつた——五年がどうか知りません、多分五年と聞いているのですが、果たしてそれだけの期間出すだけのメリットを考えてすつと出してくれるかどうか、いわゆる求めていた道は苦めだと思うのです。二流の人物を集めても、こういうものは本当に出てこないと思う。この道は苦しいけれどもとにかくがんばつてやればどこか向こうへ行き着くのだということがはつきりわかる研究とは違うと思うのです。何かわからぬで、とにかく行つたらアメリカ大陸にたどり着くのか、あるいは一回りしてかけから落ちつこつちやうのかわからぬというような、そういう基礎からちよと出ただけのところをやろうというだけに、やはりプロジェクトチームのリーダーはそういうのテーマにとつて最高の人でなければいかぬし、あの人のもとなら行ってやろうといふ、集まる研究者もそのリーダー、これなら権威だといふ人のところに行つて意欲的にやる、そういうものでないとのシーズズは出てこない。これは二流の人を集めてはなかなかうまくいかないと思うのです。そうなると、一流の人間を企業が、それならやってみるとかということになるかどうか、その辺はどうでしよう。

○宮本(二)政府委員 先生のおつしやる御意見、

よくわかる次第でございます。こういう横断的に集めます場合に、プロジェクトテーマとリーダーの選定が一番大きな決め手になる問題だらうかと思つております。

テーマにつきましては先ほど来お答えした点もございますが、今後の新しい革新的な技術のシーズというのはどういうところにあるだらうか。一つの極限技術というような分野、超低温でござりますとか超高温度とか超高压とか、完全な結晶体であるとか結晶が全くないような物質であるとか、いわば極限的な状況におきます物質の分野などがだれしも念頭に浮かぶわけでございますが、そういう分野で相当の論文を発表し、相当の実績を上げてこられた方々をリーダーとしてます選定することはきわめて重要なことだと思います。企業やその他にあります研究者は、そういうリーダーを見て参加意欲を持つかどうか、まずそれが第一点であらうかと思つております。

**[委員長退席、椎名委員長代理着席]**

それから、企業や何かにいいます研究者が参加意欲を持ちましても、その企業自身にそれを許容するような体制がないといかぬと思うのでございます。最近の情勢として外国技術の導入はそうままならない。それから、問題といったしまして、物質特許とかそういう基本特許がかなり大きな決め手を持つ場面が出てきております。そういうことで、企業にしてみれば、自分から出した研究者が特許権の部分共有者になれば、その共有者の持ちは承継できるということがござりますので、その発明者を通じて自分のところにある程度引つ張るところを、こういうような魅力は十分持つておると考えます。そういう所有権に参加できるといふことで優秀な研究者を出してくれるのではないだらうか。こういう点で、本人とそれからその所属しております企業そのものについても、一つの誘因といいますか、そういうものを考へたわけでござります。そういうことで、候補ではございませんが、四つのテーマについて非公式にこの案の実現性という点から私どもいろいろ打診してみてお

るのでございますが、そういう点で優秀な人がそこに参加される可能性が十分にある、こういう自信を持った次第でございます。その上でこの案をまとめてまいりた、こういうことでございます。

**○和田(一)委員** 見通しとしては大分明るいようですけれども、それでは具体的に、これはもうおまつとかもしませんけれども、研究者が安心して参加できる環境をまずつくってやるといふこと、それから意欲的に研究に没入できるように、つまり自分が所属しているところから出でにくわけですけれども、そこでの待遇の仕方といふものは何かをきちつと決まっているのですか。

四つのテーマ共通のものだと思うのですが、それはテーマによつて違うのですか。それとも、テーマを超えてこういうものは同じようにやるんだといふような基本的な姿勢か。きちっと決まっていふものがお教えいたきたいと思つます。そこで、最初から目標を与えようと思つております。そぞからもう一つは、五年なら五年を限りましてございませんと、余り長くなりますが組織体に帰属意識を持ちます研究者としてはなかなか出にくい点がござります。そういう点が一つ。

それからもう一つは、五年なら五年を限りましてございませんと、余り長くなりますが組織体に最も企業なり組織体に戻れるという、復帰を前提として、その身分を持つたままこういう特殊法人の臨時職員の資格を与える、こういうことを原則にいたしております。そういうことでございまして、完全に身分を移していく方はそれでよろしいのでございますが、五年間だけ留守にしてこつちの身分に移つてしまつということは、日本の場合なかなかむずかしいと思いますので、その身分を残した上でこつちに来るということを考えおります。

それから、その組織体で自分自身が研究しておられます研究の場を可能な限り事業団の方で借りてそこで研究させる。これはプロジェクトリーダーのもとのサブリーダーぐらいの方でしたらそこにましてはある程度目標期間を置きまして、そこで一定の成果をおさめますと、さらにそこから新しい興味ある研究テーマがわいてくる、個々の研究者から見ますれば、基礎研究等は大体そ

りるということも十分可能ではないか、そこまで配慮をいたしたいと思っておるのでございまます。そういうようなことを考えております。

それで、給与面等の待遇につきましては、これに参加される可能性が十分にある、こういう自信を持った次第でございます。その上でこの案をまとめてまいりた、こういうことでございます。

**○和田(一)委員** 見通しとしては大分明るいようですけれども、それでは具体的に、これはもうおまつとかもしませんけれども、研究者が安心して参加できる環境をまずつくってやるといふこと、それから意欲的に研究に没入できるように、つまり自分が所属しているところから出でにくわけですけれども、そこでの待遇の仕方といふものは何かをきちつと決まっているのですか。

四つのテーマ共通のものだと思うのですが、それはテーマによつて違うのですか。それとも、テーマを超えてこういうものは同じようにやるんだといふような基本的な姿勢か。きちっと決まっていふものがお教えいたきたいと思つます。そこで、最初から目標を与えようと思つております。そぞからもう一つは、五年なら五年を限りましてございませんと、余り長くなりますが組織体に最も企業なり組織体に戻れるという、復帰を前提として、その身分を持つたままこういう特殊法人の臨時職員の資格を与える、こういうことを原則にいたしております。そういうことでございまして、完全に身分を移していく方はそれでよろしいのでございますが、五年間だけ留守にしてこつちの身分に移つてしまつということは、日本の場合なかなかむずかしいと思いますので、その身分を残した上でこつちに来るということを考えおります。

それから、その組織体で自分自身が研究しておられます研究の場を可能な限り事業団の方で借りてそこで研究させる。これはプロジェクトリーダーのもとのサブリーダーぐらいの方でしたらそこにましてはある程度目標期間を置きまして、そこで一定の成果をおさめますと、さらにそこから新しい興味ある研究テーマがわいてくる、個々の研究者から見ますれば、基礎研究等は大体そ

りるということも十分可能ではないか、そこまで配慮をいたしたいと思っておるのでございまます。そこでそれをはつきり仕切りをつけるか、こういふ問題が一つあらうかと思ひます。

これは国の研究機関や何か終身雇用制の研究機関の場合でございますと、どこでそれを仕切つけるかというのは、やはり研究管理の場合の一つの大まかな問題点ではないかと思つております。それで、この場合は多くの機関から横断的に集めるという、そういう身分上の問題もござりますけれども、新技術開発事業団は研究所ではございませんで、それを組織化する一つの舞台装置をつくる黒子役でございますから、余り長くだらだらするわけにもまいらない点もございます。そういう点で、あらかじめ期間の目標をはつきり与えてやつて、その中でそういう一つの成果を得ることができると、長過ぎるとかえつて研究者が出にくいくらい配慮があるようですが、これは五年ぐらゐに区切らなければ、その辺は、本当に新しいものを創造していくこと、あるいはもつと彈力的に考え方でござつて、その上で、その上で今度は新しい体制でプロジェクトを組織させる、大体そういうよう

にこのシステムは運用されないと、余りしやすく定規にやつていくと、出るものも出てこないといふような気がするのです。ですから、五年といふのはそういうふうな配慮もあるかもしれないけれども、もう二、三年やらしてくれたら何か芽が出てくるかもしれないというふうなときも、これはやはり五年は五年で打ち切るのか。その辺は、本当に新しいものを創造していくこと、あるいはもつと彈力的に考え方でござつて、その上で今度は新しい体制でそれをやつてもらう。やはり一つの仕切りを与えるような状況がございました場合には、五年で一応仕切りまして、その上で今度は新しい体制でそれをやつてもらう。やはり一つの仕切りを与えるということは、基礎研究の場合は非常に重要ではないかと思つております。そういうふうな考え方で一応原則五年で仕切る、ただ、そのテーマは大きな必要性があれば新しい視点からもまた次に取り上げる、こういうふうな考え方ではないか、お考えか、ちょっと伺つておきたい。

**○和田(一)委員** 確かに先生のおっしゃる点は一つの問題点でござります。基礎研究等におきましてはある程度目標期間を置きまして、そこでは一定の成果をおさめますと、さらにそこから新しい興味ある研究テーマがわいてくる、個々の研究者から見ますれば、基礎研究等は大体そ

う一回それを切りかえて次のテーマに継続していく、この辺をやはりきちっと。それはそうするのだと、一つ方針を出しておいていただきたいと私は思うのです。

究するそのものが、今まで組織でこういう技術開発に対応していくううのと違った意味で非常に独創的ですから、このチームリーダーに与えられる権限というのも相当裁量性がたくさんないといかぬと思うのです。そういう意味では、このプロジェクトチームリーダーの裁量権というものをどういうふうにお考えになつていいか。一つは、必要な経費について、約束した経費では足らぬなどいう場合にはどうするか。それから、集めた人を一応集めてみたけれども人をかえたい、この部分ではかえたいというときのそういう人事権はどうするか。そういうことについてのチームリーダーの裁量権については、どんなふうにお考えになつていますか。

同じグループの中へAという企業、Bという企業、競争し合う民間の企業のAにもBにもいいのがいるんだというので、その二人をここに持ってきて研究させたいというようなこともありますかと思うのですが、そういう場合に、その企業の間にあるこういったものの競争関係から出でてくるいろいろな問題、そういう調整はなかなかがそのリーダーではできないかも知れないけれども、そういう場合には事業団の方がやるわけですか。そういったことについての秘密は守ってやるよとか、たとえばさつきおっしゃったように、研究者がいま現に研究している場をうまく利用して今度のチームはやつていいこうというのだから、AはAの企業の中で持っているその研究の場を使いたい、しかしそこへBも一緒に持つていて、この研究者とこの研究者を討論させていいものを生みたいといふリーダーの気持ちがあつたときに、Aの企業は、Bのやつが来るのじや困ると言うと、これは両方だめになっちゃうというようなこともあるのじやないかと思うのですが、その辺はどうでしようか。

研究者も十分出てくる、そういう感じを持つております。この辺は、われわれの考へておる四候補のテーマだけで必ずそらなると考へるわけにはまいらぬと思ひますけれども、一応その辺は初心配したほどではなかつたのではないかといふような感じで現在おるところでござります。

○和田(一)委員 テーマが当面四つのプロジェクトでスタートしよう、こういうことですが、それはこの四つが当面一番可能性があるとかあるいは重要度が高いとか、そういう意味で四つのものを選定されたんだろうと思うのですけれども、この四つを選んだ背景にはどれくらいの問題テーマがあるのでしょうか。

○宮本(一)政府委員 このテーマの選定につきましては、新技術開発事業団がこの案をまとめましたのは去年の夏であったわけですが、その前約一年以上にわたりましてだんだんとこういうぐあいにしほってきましたのでございます。もちろん制度が発足したわけではありませんので、非公式な内容でやってきておるわけでございます。元来、新技術開発事業団の収支の業務が、企業に委託開発

が、五年間は四つだけで走っていくのか、それとも来年は来年でまた新しく二つ、三つ積み増しをしていくのか、あるいはもつと積極的に五年目にしてもう二十とか三十とか四十とかいうものが走っているのか、その辺はどうなんでしょうか。まあ当面はこれなら横断的にチームが組めるということで、ほかのものは組めそらもないというならばこれはちょっとやれないだろうとは思いますけれども、この四つが全部成果を上げてくれればいいけれども、こういう問題ですから上げ得ないで五六年たってしまうということもあるだろう、また当然あつてもそれは責められるべきものではないと思いますけれども、その四つをやつたけれども半分だめであと二つは何とか芽が出そうだと、まさに、ほかにもう走っているのがないというのはちょっとさみしいなという気がするので、積み増しがあるのかどうか、どんなものですか。

同じグループの中へAという企業、Bという企業、競争し合う民間の企業のAにもBにもいいのがいるんだというので、その二人をここに持ってきて研究させたいというようなこともあります。ですが、そういう場合に、その企業の間にあるこういったものの競争関係から出てくるいろいろな問題、そういった調整はなかなかそのリーダーではできないかも知れないけれども、そういう場合には事業団の方がやるわけですか。そういったことについての秘密は守ってやるよとか、たとえばさつきおっしゃったように、研究者がいま現に研究している場をうまく利用して今度のチームはやつていてこうというのだから、AはAの企業の中で持っているその研究の場を使いたい、しかしそこへBも一緒に持つていて、この研究者とこの研究者を討論させていいものを生みたいというリーダーの気持ちがあつたときに、Aの企業は、Bのやつが来るのじや困ると言うと、これは両方だめになつちやうというようなこともあるのじやないかと思うのですが、その辺はどうでしようか。

〔椎名委員長代理退席、委員長着席〕

○宮本(二)政府委員 競合企業から派遣されておる研究者がこの一つのテーマの中で共存する可能性ということでおざいます、確かに先生のおっしゃるような場面もあり得るかというぐあいに私も当初懸念しておつたのでございますが、実は今度候補になります四テーマにつきましては、ライバルの企業から個人の研究者が出てくることになるような感じを私ども持っております。

それで、やはりこれは基礎的レベルの研究でござりますものですから、原理特許、基本特許、もちろんこれは取れば競争上非常に有利にはなるの

**○和田(一)委員** テーマが当面四つのプロジェクトでスタートしよう、こういうことです。しかし、それはこの四つが当面一番可能性があるとかあるいは重要度が高いとか、そういう意味で四つのものを選定されたんだろうと思うのですけれども、この四つを選んだ背景にはどれくらいの問題テーマがあるのでしょうか。

**○宮本(二)政府委員** このテーマの選定につきましては、新技術開発事業団がこの案をまとめましたのは去年の夏であったわけですが、その前約一年以上にわたりましてだんだんとこういうぐあいにしほってきました。もちろん制限が発足したわけではありませんので、非公式な形でございました。元来、内容でやってきておるわけでございます。企業に委託開発事業団の従来の業務が、企業に委託開発事業団の従来の業務が、発やあっせん業務でございますのですから、いろいろ国の人間、大学の研究成果、こういったものについて基本的に相当の情報を実は持つております。それをもとにいたしまして多くのアンケート調査を実はやっておりますが、そういうもののをもとにいたしまして、学界、協会等の論文等の文献調査、それから学界、協会の有効メンバーであります。それがどうかといふと、そういう学識経験者等から逐次ずっとヒヤリングをいたしまして、それでこういうような問題をしほってきたわけでございます。もちろんこの四つ以外につきまして可能性のあるものはございませんが、そういう感じであります。

が、五年間は四つだけで走っていくのか、それとも来年は来年でまた新しく二つ、三つ積み増しをしていくのか、あるいはもつと積極的に五年目にしてもう二十とか三十とか四十とかいうものが走っているのか、その辺はどうなんでしょうか。まあ当面はこれなら横断的にチームが組めるということで、ほかのものは組めそうもないというならばこれはちょっとやれないだろうとは思いますけれども、この四つが全部成果を上げなければいけれども、こういう問題ですから上げ得ないで五年たつてしまうということもあるだらう、また当然あってもそれは責められるべきものではないと思いませんけれども、その四つをやつたけれども半分だめあと二つは何とか芽が出そうだといふときに、ほかにもう走っているのがないといふのはちょっとさみしいなという気がするので、積み増しがあるのかどうか、どんなものですか。

○宮本(二)政府委員 この法案を御了解いただきまして本年度内に発足するわけでございますが、年度内はいろいろ準備もございまして、ようやくしかかつた程度でございます。したがいまして、五十七年度はこの四つを円滑に進めていきたい、このように思っております。これに重点を置いていきたいと思っております。その次からは、私どもの当初の計画いたしましては、順次これに大体四つぐらいずつ新しいものを積んでいきたい、このように考えております。したがいまして、ちょうど五年目でございますと、大体二十近いテーマが並んでおるわけござります。それで毎年毎年、五年前に発足したものが終わっていく、こういうような仕組みで考えたい、このように思つております。

量権をこの人たちに与える。もちろん計画や何がな  
につきましては開発審議会の助言を得ることは当然でございますけれども、まずこの人が全部の指揮者である、こういうかつこうでこのリーダーに  
裁量権を与えたい、このように考えております。  
**○和田(一)委員** そういった場合に、そのリーダーが一つの中でもグループをつくりますね。その

でござりますけれども、それから先実際に製品ができますまでは、企業にいたしましてもやはり相当の応用研究なり開発研究を積み上げていかなければいかぬ。取つたこと 자체が直ちに勝負になるわけではございませんので、やはり何かそういう基本特許について持ち分参加できるということは一つの魅力ではないかと思いますが、競合企業の

あるわけでございますが、現段階でそれがこういうような横断的に組めるものかどうか、必ずしもめどのつかないものは後回し、こうしたことで一応この四つについては十分自信がある、こういうものだけに限った次第でございます。

現時点ではそれだけ豊富なデータを十分抱えておるというわけではございません。それは計画でございます。これの研究の新しい枠組みでございますし、先生がいろいろ御質問ございますように、うまくいくのかどうかということで見ておる研究者も非常に多いわけでございます。この制度がうまく発足しますれば、この制度を将来利用したい

○和田(一)委員 この事業団がテーマを決められて、それぞれにリーダーを決められていくのは審議会でやられるわけですね。審議会の決定によつてテーマが決まり、人も決まっていくわけですけれども、一つのラインというか、テーマが研究の中で方向づけがされて、それでだんだんやつていううちに、やはりさっき裁量権がどの辺まであるかということを伺つた中にも関係するのですけれども、一つ決められたテーマで取り組んでいるうちに、途中でこれよりもこっちの方がというものがもし出した場合、これはすぐ審議会で相談に乗つてもらつて、そこからスタートして五年やるといふような方向転換が可能なのかどうか。これはそのテーマそのものを否定するのではないけれども、やつているうちに、このテーマの中でこんなものがあつたということから、そつちを先にやるう方がどういうことをリーダーを中心にはみんながそのよろに考えてきたときに、審議会そのものがその独創的な仕事をやる研究者と同じようになつて、途中的で軌道修正もできなくなつてはいる、これはせつかくのものもだめになることがあるという意味で、審議会のそういう彈力的なものはあるのかどうか、ちょっと伺つておきたい。

○宮本(二)政府委員 先生のおっしゃいますとおり、シリーズの探索研究でございますので、予想外のところに新しい技術の種が出てくるわけでござります。むしろ当初予定したものの中で、研究しているうちにすぐれた発想が出たり、研究のそこの変更したりすることがシリーズ探索研究では常態化します。むしろ特殊法人の計画が内部計画の変更で済むような形をとつておるわけでございます。これが委託費やなんかでございますと、その計画が全部資金関係

と結びついておりまして、そういう変更がなかなかなむずかしい問題がござりますが、これは一つの実業団の内部計画の変更でござりますのですから、その辺は弾力的にできるような体制がござります。それで審議会は、当初の研究計画の承認と同時に、年二回くらい考えておるのでござりますが、進捗状況を常時報告を受ける体制をつくりたいと考えておりますが、この辺は開発審議会の先生方、シーザー探索研究の前提として、そういうことにつきましては当然御理解いただけるもの、私どもはこのようと考えております。研究計画の当初、途中の進捗状況、それから済みました後の評価、こういうものを審議会の先生方に考えておるのでございますが、そこは十分対処できるのではないか、このように考えております。

借りる。そうすると、必要な研究施設は要求があればつく。こういうふうに私は理解をしたのですが、そうなるとたとえばサイクロotronが欲しい、使わせてくれといふことになると、ちょっとこれはこの予算ではとてもできないだろうし、場所も相当きちっとした場所でないといかぬということになるのですが、私は一つの例でそんなことを申し上げましたけれども、そういう非常に高価というか大変な設備を必要とする場合なんかはどうするのですか。やはりこれはつくるのか、借りるのか。

○宮本(一)政府委員 いま私が申し上げましたのは、装置、設備は買う、要するに動かせるようなものでございます。それで、土地建物は借りるということでござりますが、先生のおっしゃいますように、いわゆる巨大施設、これはほとんどが土地に固着いたしました大施設でございますが、こういうものを必要といたしますような基礎レベルの研究の場合は、やはりそういう巨大施設を所有いたしまして機関、こういうところと共同研究というかつこうで入ってきてもらう必要があろうかと思うております。五年間の研究でござりますので、そういう施設まではこれをもとにしてもやることとは困難でございますし、むしろそういう巨大施設を所有する機関に共同研究で入つてもらう、そしてそれを利用させてもらう、そういうかつこうでそういう施設につきましては考えたい、このようについております。

○和田(一)委員 冒頭に大臣の御答弁の中で、創造的な面では十分なものはないけれども、しかし日本の研究者、科学者にそりいつた創造性が欠如しているのではないということでした。私もそのとおりだと思います。しかし、こういう新しい芽を探索するというようなものはやはり基礎がしっかりしてなければいけぬことと同時に、創造性豊かなそういう研究者をたくさん持っているということが基本的になければならぬと思うのですね。

そう考えてまいりますと、いまの日本の研究者をつくっている教育制度そのものの中に本当に創

造性豊かな教育が行われているのかどうか。何が非常に画一的な一つのレベルまで、平均的なレベルまでの人間はたくさくつくるような制度であるけれども、創造性の豊かな人間をつくるのにはどうも向いていないような気がするのですがね。そういう点も含めて、こういうシステムを考え、成果を上げようというからには、ひとつこれはぜひこの教育についても思いをいたしていただきたい、私はこういうふうに考えておるわけなんですが、創造性のある人間が育つような教育がいま行われているかどうか、でないとすればどうしたらいいか、ひとつ大臣のお考えを聞いてみたいと思うのです。

流動的な研究システムをやつてみようということになりましたから、ぜひひとつ成果が上がるようになります。そこで、この部分で硬直してしまって、今までの縦割り社会の中でもやつてきたのと同じようなことになったのではなくて、やるからにはひとつ今までいう感じがしますし、やるからにはひとつ今まででない思い切った独創的な運営、運用の仕方を考えてやって成果を上げていただきたい。

同時に、こういうものだけに、五年やって成果がなかつた——成果というか何か芽が出なかつた、シーザーがなかつたといつても、それがゼロという評価でないよう、試行錯誤がすなわち大事だというその点を本当によく理解できるように、評価ができるようにしていただきないと後が続かないんじゃないのか。一回目のテーマにはいいけれども、その後続いてテーマに入る人がいなくなる、そういう点をぜひ考慮していただいて、四つだけではなくさらに積み増しをして、新しい技術の開発のためにひとつ成果のある制度にしていただけます。御要望を申し上げて、終わりります。

○中川国務大臣　わが国の研究投資がそれほど低いとは思っておりません。ただ、アメリカの二・五%ですか、あるいはソビエト等に比べれば低いということは言えると思います。

私が一番問題にしたいのは、総額ではかなりあるのですが、産業界に比べて国の投資比率が若干低い。三対七と一般的に言われておりますが、この辺は相当力を入れていかなければいけない点であります。それから、中身について改良研究が非常に盛んだが、基礎研究が少ない。この二点に改善を加えていきたいということから、ことしの予算においても、平均が四・三%であるのに対しても、一九・〇%まで伸ばしてもらつたこと、もう一つは、御審議いただいております流動研究システムによる創造科学の推進、こういう二本立てで、これ一年でもつて十分とは言いませんけれども、そういう方向づけだけはした、こう思つておるわけなんですね。

そこで、まず大臣に伺いたいのですが、新たな研究開発システム導入以前の問題として、わが国全体の研究費そのものの絶対額が低い、こういう現状は否めないのでないかと思うのですが、いかがでしょうか。

と大臣から御答弁がございましたたよるに、アメリカ、ソ連に次いで第三位ということでござります。なお、先生御指摘の国民一人当たりといふお話をございますが、先生御指摘の数字は研究者一人当たりの研究費ということでございまして、このことは、研究者の数は日本でも二十八万人ということで相当多い数でございますので、当然一人当たりの研究費というのが多いことが望ましいわけでござりますが、一面、研究者の数が相当充実しておりますということでもござります。

なお、ちなみに国民一人当たりということで研究開発費、人口で割つてみますと、これは必ずしも高いというわけではございませんけれども、日本では五十三年の数字でも約三千二百円といふことでございまして、アメリカの四千九百円、西ドイツの五千二百円から見ますと若干低いところにござりますけれども、先生御指摘の研究者一人当たりという数字のような差ではないと思っておるところでございます。

○瀧崎委員 確かに私の表の見間違いではあります。したけれども、しかし、研究者一人当たりの研究投資額が先進諸国の大体半分程度、それから国民一人当たりの方の研究費は台が一つ違う、四千円台と三千円台の差がある。こういうことは否ろくな

造性豊かな教育が行われているのかどうか。何か非常に画一的な一つのレベルまで、平均的なレベルまでの人間はたくさくつくるよう制度であるけれども、創造性の豊かな人間をつくるのにはどうも向いていないような気がするのですがね。そういう点も含めて、こういうシステムを考え、成果を上げようというからには、ひとつこれはぜひこの教育についても思いをいたしていただきたい、私はこういうふうに考えておるわけなんですがね。創造性のある人間が育つような教育がいま行われているかどうか、でないとすればどうしたらいいか、ひとつ大臣のお考えを聞いてみたいと思うのです。

○中川国務大臣 先般も千葉県のサイエンスクラブに行きました、非常に熱心な子供さん方の創造性豊かなクラブ活動を見まして感激したわけでござります。ところが、残念なことに、小中学校ではかなりそういうことはあるのですけれども、中学生の後半の三年生以降あるいは高等学校といふところになりますと受験勉強に専心をする、しかも科学とは直接関係のない方向に重点が置かれていく、その辺にも問題があるんじゃないかと思いまして、やはりクラブ活動なんというものをもつと徹底してやるというようなことから、受験勉強に追われるよりはそちの方が好きだわい、こういふようなところからスタートしていかなければならぬのかなとも思っております。同時にまた、今回の創造科学の、しかも流動システムによる研究ということは、そういった創造性について一つの警鐘乱打になるんじゃないか。

高校あるいは大学等においてどうするかということは、これは文部行政でもございまして私の手の及ぶところではありませんけれども、時代がこういうことになつてきますので、文部大臣等にも、科学技術関係閣僚連絡会議もございますからひとつ働きかけて、創造性豊かな日本の学者が出てくる素地を一体としてできるように努力をしてみたい、こう思う次第であります。

○和田(一)委員 こういういままでにない新しい

○瀬崎委員長 濑崎博義君。

○瀬崎委員 わが国の国民所得に占める研究費総額の割合なんですが、最近の状況を見ておりますと、昭和五十三年で二・一五%、五十二年で二・一二%、五十一年で二・一四%、五十年で二・一%、四十九年で二・一七%と、大体二・一五%前後を推移しているというのがわが国の状況ではないかと思うのですね。これは科学技術白書で拝見したわけであります。これを先進諸外国に比べてみると、わが国を下回っているのはフランスぐらいで、あとソ連、西ドイツ、アメリカ、イギリスなどがわが国よりも上位に位している、こういうように見受けられるのですね。また国民一人当たりに換算した研究費額について見ても、西ドイツが二千八百十二万円、フランスが二千六百六十八万円、アメリカが二千二百六万円、イギリスが千五百九十八万円、日本が千三百七万円。西ドイツ

に比較して半分以下、こういうふうな状況を見受けたわけなんですね。

そこで、まず大臣に伺いたいのですが、新たなる研究開発システム導入以前の問題として、わが国の全体の研究費そのものの絶対額が低い、こういう現状は否めないのでないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○中川国務大臣 わが国の研究投資がそれほど低いとは思っておりません。ただ、アメリカの一・五%ですか、あるいはソビエト等に比べれば低いということは言えると思います。

私が一番問題にしたいのは、総額ではかなりあるのですが、産業界に比べて国の投資比率が若狭低い。三対七と一般的に言われておりますが、この辺は相当力を入れていかなければいけない点であります。それから、中身について改良研究が非常に盛んだが、基礎研究が少ないので、この二点に改善を加えていきたいということから、ことしの予算においても、平均が四・三%であるのに対しても一九・〇%まで伸ばしてもらったこと、もう一つは、御審議いただいたおります流動研究システムによる創造科学の推進、こういう二本立てで、とし一年でもつて十分とは言いませんけれども、そういう方向づけだけはした、こう思つておるわけでございます。

○瀬崎委員 いま大臣が指摘されたわが国の科学技術研究費の弱点二つ、これは確かにそのとおりだと思います。しかし、そのもう一つ前の、わが国全体が投じている研究費総額はそうは劣っていないと言われますけれども、国民一人当たりで見てみれば、科技庁が出している白書自身で、いま申し上げました数字、わが国の場合は国民一人当たり一千三百七万円、あとアメリカが二千二百六〇万円、フランスが二千六百六十八万円、西ドイツが二千八百十二万円、これはどう見てもやはり総額そのものが低いのではないか。半分程度です。ね。これはやはり事実じゃないかと思うのですよ。いかがでしょうか。

○國山政府委員 確かに先生御指摘のようになります。大臣から御答弁がございましたように、アメリカ、ソ連に次いで第三位ということです。

なお、先生御指摘の国民一人当たりといふお話をございますが、先生御指摘の数字は研究者一人当たりの研究費ということでございまして、このことは、研究者の数は日本でも二十八万人ということで相当多い数でございますので、当然一人当たりの研究費というのが多いことが望ましいわけですが、一面、研究者の数が相当充実しておりますということでもござります。

なお、ちなみに国民一人当たりということで研究開発費、人口で割ってみますと、これは必ずしも高いというわけではございませんけれども、日本では五十三年の数字でも約三千二百円ということでございまして、アメリカの四千九百円、西ドイツの五千二百円から見ますと若干低いところにござりますけれども、先生御指摘の研究者一人当たりという数字のよろな差ではないと思っておるところでございます。

○瀬崎委員 確かに私の表の見間違いではありますたけれども、しかし、研究者一人当たりの研究投資額が先進諸国の大体半分程度、それから国民一人当たりの方の研究費は台が一つ違う、四千円台と三千円台の違いがある。こういうことは否めないと思うのですね。

そこで、科学技術会議が昭和四十六年には五号答申を、五十二年には六号答申を出しているわけありますが、この中で、いずれも研究費の国民所得比達成目標として当面二・五%、長期目標としては三%をうたっているわけですが、先ほど申し上げましたように、大体二・一五%程度を上下しておつて、なかなかこの掲げた目標に到達しないわけですね。

こういう中で、特に五十六年度の努力はただいま表明されましたけれども、この間十年近くの間もう一つかわりばえがしなかつた、この一番大きな原因はどこにあつたとお考えですか。

学技術会議の答申におきまして、当面一・五%という数字を五号答申のときに示されておるわけでございます。これは、今までの日本の国民所得に対する研究開発投資総額の比率というものを見ますと、昭和四十年ごろには一・六%でござります。いまして、これが昭和四十六年に二%を超えたということをございまして、大体この四十六年時点においては、先ほど先生御指摘の五号答申が出た時期でござりますけれども、ここまで大体順調にふえてきたわけでございます。その後、御指摘のように二%台から四十九年に二・一%台に上り、その後二・二ないし一六というような間を上下しておるわけでございます。この点は大変むずかしい問題でございますが、御承知のような石油ショックというようなこともございましたし、なかなかこういった研究開発投資を急速に伸ばすことができなかつたかと思うわけでございます。

最近におきまして、特に民間企業におきましてもいよいよこれから研究開発の重要性ということが非常に認識されておりまして、五十四年度の数字ではこれが二・二九%と、約二・三%に近いところに上がってきております。これは必ずしもこの趨勢で続くとは申し上げられませんけれども、やはり国全体として見ました場合に、相当な意欲は見られるということでござります。

ちなみに、先進諸国を見てみると、米国は昭和四十年に三・一八%という大きな数字でございましたが、これはずっと漸減いたしておりますが、五十三年度には二・四九%というようなところになつております。フランスあたりも、当初四十年ごろには二・二六%というのがだんだん下がつて、いま二%を割つておる。ただ、西ドイツは四十年から四十五年くらいまで非常に伸びまして、現在二・五、六%という高い水準を持つておるところでございます。これは、経済全体の趨勢と、その中におきます研究開発投資意欲というもののあらわれかと思っておるわけでございます。

○瀬崎委員 先ほど、わが国の研究費支出が低くなつてくる要因の二つ、あるいは弱点の二つの一

つとして、政府の受け持つている割合の少ないことが挙げられたんですね。これも白書の挙げている数字であります、國防研究費を除いた政府負担割合は、フランスが四二・一%、西ドイツが三七・二%、米国が三五・一%、イギリスが三五%に対し、わが国は、これも台が一つ下がって二七・五%、こういう数字なんですね。だから、少々の努力ではなかなか追いつきにくいうように思うのですが、ことし格別の努力をされて予算も九%以上伸ばした。こうした場合、では日本の國防研究費を除いた政府負担割合はどの程度に上がると思っておられるのですか。

○國山政府委員 これは正確な数字はやはり二年後ぐらいになりませんと統計として出ませんので、いま明確に申し上げることはできませんけれども、大まかに申し上げまして、先生も御指摘のように、全体に対する國の支出が二七、八%ということでござりますので、この中で特段の努力をいたしておるわけでございますが、その伸びが全体にどれだけ寄与するかというの、余り多くは期待できないと思っております。

むしろこれは、全体の中で國の比率が少ないと、いうそれ自体一つの大きな問題ではございますが、反面、民間企業が非常に意欲的に研究開発投資をしてきた、またそれを維持しているということがあるわけでございまして、戰後の、特に今までの高度成長を支えてきましたような民間企業の研究開発投資というのは、一面非常に評価すべきだと思っております。しかし、これからはやはり國が負担すべき研究開発分野というのが非常にふえてまいりますので、國としては最大限の努力をしなければならないものかと思っておるところです。

○瀬崎委員 そのように国全体としても研究費支出が低い、さらにその中で政府の負担している割合が低い、にもかかわらず、わが国はG.N.P.で見れば非常に大きくこれを伸ばしているわけですね。

この背景として技術の海外依存が常に言われる

○園山政府委員 先ほどもちよつと申し上げたところでございますけれども、特に戦後の高度成長時代ということを考えてみますと、これは戦争の空白ということがございまして、戦後の荒廃の中から立ち直るために、やはり産業を活性化いたしましたために先進国の進んだ技術を導入してまいりまして、これの消化吸収に非常に努めまして、さらに今日日本のお家芸というほどにまでなつてまいりました品質管理を初め各般の努力をいたしまして、いい製品にして輸出するということでお経済成長を遂げてきたわけでございます。したがいまして、その間ににおける効率というの是非常によかったということが言えるかと思うわけでございます。

しかしながら、今日ここまで日本の技術が進んでまいりましたので、いたずらに技術導入に頼るということが許されない段階に来ております。もちろん、世界的にも技術革新が多少停滞ぎみであるということもございますし、また日本の技術力、経済力が非常に高くなつてしまいりましたので、いろいろ技術導入をしようと思つてもそれは制約がつくということは確かでございます。もつと本質的に申し上げるならば、日本としてはむしろここで自分の技術をつくり上げ、これをもとにして、いわゆる自主技術を中心にして産業も立つていかなければならぬということで、先生御指摘のように、今まで戦後のある時期におきましては非常に研究開発費が少ないにもかかわらず経済成長を遂げてきた、しかし、今後はその辺が非常に厳しくなるのではないかということで、特に国の役割も重要なになってくるということで、国自体の研究投資の増大について努めなければいけませんし、また民間が研究開発投資ができるようにならなければいかぬこと、いろいろな施策を考えていかなければいかぬ、こういうことであるかと思つておるところでござ

○瀬崎委員 言葉の上ではなるほどとうなずけるのですが、初めて科学技術白書が出たときに、どういうことがうたい文句になつていたかといいますと、そのときのタイトルが「外國依存から自主発展へ」こういうことになつていたわけですね。つまり科学技術の自主発展を掲げて四半世紀たつたわけですが、逆に技術貿易収支額を同じ科技庁の白書で見てみますと、拡大していく一方なんですね。ここに出ております表でいきますと、昭和四十年から四十二年までが五百億、六百億、七百億の辺の赤字です。それから、四十三年から赤字が一千億を超えてまいりまして、五十年までは大体一千億台の赤字が続きますね。それから、五十一年に赤字が二千億台に上つて、今日に至るもずっと二千億を超えたままという状況なんですね。ですから、政府のかけ声どおりに果たして今後この技術の海外依存から脱却できるかな、日本の政府自身も行政がそうなつてはいたし、また民間企業の方も、最小限の技術開発、研究投資で最大限の利益を上げるというのがしみついているためにどうしても海外依存をする、こういう点では、ただ単に今回のこういう新しい流動研究システムの導入というだけで技術面の貿易収支の何か画期的な変化があらわれるような期待ができるのだろうかという疑問がぬぐい切れないのですが、大臣はどうお思いになりますか。

よつて貢献をしなければならぬという国際的な責任もありますので、さらに一段とこういうことでやつていきたいと思ってるわけでござります。  
○瀬崎委員 この自主技術開発の方針がはつきりといろいろな統計数字にあらわれることも大きいに期待したいと思うのです。

そこで、流動研究システムの質問に移りますが、すでに今年度は四テーマを決められているわけですが、とりあえず今年度のこの四テーマですね、候補テーマというふうに言っていらっしゃるようですが、事実上はこれで予算を取つてしまふるようですが、それでいかれるんじやないかと思いますが、これが決められたいきさつについて説明をいただきたいと思います。

つていませんから、正式に審議会にかけるという手続ではないと思うのですが、では一体それにかかる手続をどういうふうにとったのか、ここを開いているわけです。

○瀧本(一)政府委員 まず、先ほど申し上げましたようにいろいろアンケート調査をしておりまして、情報を持っておるわけでございますが、その中から学協会等のいろいろな文献調査、こういうことをいたしましてしぼってきただけでございまして、その際の考え方いたしましては、理論面におきます研究が相當に進んでおる……

○瀧崎委員 いや、どういう手続を踏んだかとい

ません、こういう保証をわれわれに与えていただけない。これが一点です。

第二は、この審議会のメンバーが今度十人から十五人にふえる。現在の十人に五人を加えるのである。全部をもう一遍任命し直すのだというふうに聞いておりますが、これは理事長が任命して総理大臣の認可を得ることになつていますね。第一義的には理事長が決めるわけですから、理事長としては、どういうふうな顔ぶれを予想されていられるのか、あるいはどういうメンバーを集めたいといお考えになつているのか、こういう点をお聞きしたいと思うのです。

○武安参考人 研究テーマの次回以降の選定でございますが、現在、案としてあります四テーマにつきましては、先ほど局長からも御答弁がありま

○中川国務大臣　詳細は事務局からまた御説明いたしますが、今度の法律をお願いしている仕組みだけじゃなくて、調整費も三十三億五千万円、これまで本当に手を貸して、これをどん

か。  
○瀬崎委員 事務当局、補足することがあります  
だん大きくて、今までの縦割りの試験研究から横に並ぶ調整のとれたものによつてしまつかりした技術もつくつていきたい、あるいは海外との技術協力もやりながらそういうものを生み出していく努力もしていきたい、総合的にやっていきたく思つて いるわけでござります。

○國山政府委員 ただいま大臣の申し上げたところ  
りでございます。私どもも、いろいろな分野にわ  
たりまして、今日日本がこれまでの経済大国にな

り、しかも技術レベルも非常に上がってきたといふことで、みずから自主技術をつくって、単に産業のみならず人類に寄与していくための研究開発が重要であるということの意識が一番大事かと思つておるわけでございまして、そういう線に沿つて各般の努力をしなければならない、こう思つておるところでございます。

○瀬崎委員 結果的には、別に事務当局が答えても具体的な案があるというわけではなさそうで

そこで、流動研究システムの質問に移りますが、すでに今年度は四テーマを決められているわけですが、とりあえず今年度のこの四テーマですね、候補テーマというふうに言っていらっしゃるようですが、事実上はこれで予算を取つてしまっているわけだし、これでいかれるんじゃないかと思いますが、これが決められたいきさつについて説明をいただきたいと思います。

○宮本(二)政府委員 この四つのテーマにつきましては、この法案を御承認いただきました後、事業団の開発審議会において御審議いただく、そういう意味で候補と申し上げた次第でございます。この四つの候補につきましては、そもそも流動研究システムを考えます段階から、一つのテーマについて事業団としての情報能力を集めていろいろ検討しておった次第でございます。従来、新技術開発事業団は委託開発ということで産業界、国際の試験所、学界等の研究者の有する有望な研究に關します豊富な情報を、そういう経験をもとに持つておりまして、各種の文献、論文をいろいろ調べておりますが、そういう文献の調査、それから研究開発関係機関や現在の開発審議会の委員会を含みます学識経験者、こういう方々からいろいろヒヤリングいたしまして、こういうシーザーの将来有望な分野について情報を得てだんだんとしぼつてしまひたわけでございます。これらについては、先ほど申し上げましたとおり、新制度発足後、当然開発審議会でもう一遍改めて基本から審議、御検討願う、こういうつもりでおる次第でございます。

○瀬崎委員 私が聞いているのはそういう抽象論ではなくて、現にもう今回は具体的に四つ出てきて、われわれにも説明がされているわけですね。聞けば、いろいろな研究機関等にアンケートを出した、集まってきたテーマは数にして何か數百もあるつたというふうなことを聞いたわけですね。これは科技庁の説明の中で聞いたわけです。そこからこの四つを選ぶという作業ですが、まだこの法案は通

つていませんから、正式に審議会にかけるという手続ではないと思うのですが、では一体それにつながる手続をどういうふうにとったのか、ここを開いているわけです。

○瀧本(一)政府委員 まず、先ほど申し上げましたようにいろいろアンケート調査をしておりまして、情報を持っておるわけでございますが、その中から学協会等のいろいろな文献調査、こういうことをいたしましてしぼってきただけでございまして、その際の考え方いたしましては、理論面におきます研究が相當に進んでおる……

○瀧崎委員 いや、どういう手続を踏んだかといふ

ません、こういう保証をわれわれに与えていただけない。これが一点です。

第二は、この審議会のメンバーが今度十人から十五人にふえる。現在の十人に五人を加えるのである。全部をもう一遍任命し直すのだというふうに聞いておりますが、これは理事長が任命して総理大臣の認可を得ることになつていますね。第一義的には理事長が決めるわけですから、理事長としては、どういうふうな顔ぶれを予想されていられるのか、あるいはどういうメンバーを集めたいといお考えになつているのか、こういう点をお聞きしたいと思うのです。

○武安参考人 研究テーマの次回以降の選定でございますが、現在、案としてあります四テーマにつきましては、先ほど局長からも御答弁がありま

つていませんから、正式に審議会にかけるという手続ではないと思うのですが、では一体それにかかる手続をどういうふうにとったのか、ここを開いているわけです。

○富本(一)政府委員 まず、先ほど申し上げましたようにいろいろアンケート調査をしておりまして、情報を持つておるわけでございますが、その中から学協会等のいろいろな文献調査、こういうことをいたしましてしぼってきただけでございませんが、その際の考え方いたしましては、理論面におきます研究が相當に進んでおる……

○瀬崎委員 いや、どういう手続を踏んだかといふのを聞いておるのでよ、そういう一般論じや概説ばかりまして、それを當方としてもう一度検討し直して取り上げた、こういう経緯でございます。

○瀬崎委員 そこで、これは事業団側に伺うわけですが、いまの手続でいきますと、事実上事業団事務当局が選定をして、科学技術庁がこれに承認を与えて、四テーマが事実上できていますね。だからことは審議会でこれを追認する形にならざるを得ないとと思うのですね。プロジェクトリーダーの選定をどうするか、選定基準等はもうすでに他の議員の質問に答えも出ておりますから繰り返しますが、これもまた、現在はすでにこの四テーマがあるのですから、ほぼ四テーマにふさわしいリーダーが内定をしているのではないかと思うのです。そうすると、これもまた審議会の追認、こうなりますね。問題は、法案が通つた後、来年度以降本格的に始動するわけですが、そのときにはこの審議会がそういう追認機関、形式的な審議会になつたのでは、この意図するところと大分反対してしまうと思うのです。そんなことには絶対なり

ません、こういう保証をわれわれに与えていただきたいたい。これが一点です。

第二は、この審議会のメンバーが今度十人から十五人にふえる。現在の十人に五人を加えるのではなく、全部をもう一遍任命し直すのだというふうに聞いておりますが、これは理事長が任命して総理大臣の認可を得ることになつていますね。第一義的には理事長が決めるわけですから、理事長としては、どういうふうな顔ぶれを予想されているのか、あるいはどういうメンバーやを集めたいとお考えになつてているのか、こういう点をお聞きしたいと思うのです。

○武安参考人 研究テーマの次回以降の選定でございますが、現在、案としてあります四テーマにつきましては、先ほど局長からも御答弁がありましたように、事業団の現在持つております情報の中から数をしぼりまして、くみ上げたわけでございます。それで、この制度の整足が認められましたと、以後につきましては、さらに広い観点で各界の研究動向に十分な識見を持つておられる有識者からのヒヤリングを広く行いまして、全般的に見ながら情報を集め、そして今後充足されます開発審議会のメンバーの方々との御意見の交換を重ねながらプロジェクトとして候補を選んでいきたい、こう考えております。

それから、開発審議会のメンバーでございますが、これまでの業務は、新技術の選定あるいは成否の認定についての御意見を聞くということであり、基礎的な分野の問題もありますけれども、産業技術というような領域にわたる知見が必要でございまますので、そういう面の学識をお持ちの産業界の方々にも何人か入つていただいております。今度この制度が発足しますと、開発審議会に新しい御知識をお願いしなければなりません。これにつきましても、仕事自体がかなり基礎的な科学技術に関する領域の御判断をいただく問題が多いということでおざいますから、そういった領域の方々が相当数さらに加わっていただく必要があろうかと考えております。

○瀬崎委員 これが将来実用化されるとかされないと、そういうことは無関係に、いわゆる技術の芽を見出し育てようという趣旨から、いろいろ開発審議会の委員は、なるべく企業の最高スタッフに属する人が少なくて、できるだけ学問分野で非常に権威のある方々、うんちくのある方々というのが中心の方がいい、こういう意見をわれわれはたくさん聞いておるわけですが、そういう点に留意されて人選を進められる意思があるかどうかということが一つ。

それから、恐らく審議会委員だけでは、いま言われたように常に事務局といろいろ意見交換しながらといふ複雑な作業は困難なので、またその委員の下に専門委員等のスタッフを設けられるのではないかという気がするのですが、そういうような点はどうお考えですか。

それから三つ目、先ほどちょっとおっしゃっておりましたが、当然これの事務局的な役割が必要になりますね。何か増員を求めたけれども五十六年度は認められていないというお話をなんですが、現在のこの人員の中でやりくりして新たな流動研究システム部門の事務担当を生み出そうと、それが本来無理で、新たなスタッフはどうしても事務局としても追加しなければならないのか。この三点を伺いたいと思います。

○武安参考人 先生の御指摘のように、審議会の審議に当たりましては、委員以外に各界の専門家の専門委員を相当数お願いして、審議に遺憾なきを期するように考えております。

それで委員のメンバーでございますが、これは企業代表といったようなことでなくして、産業メンバードで産業界出身の方方がおられます。これが企業代表といつたようなことではなくて、産業技術の開発に長年深い学識経験をお持ちの方という観点で個人別に選んでおります。ただ、先ほど申し上げましたように、これから新しい仕事に關しましては、より基礎的な学識を持たれた方々にお願いすることが多くなるであろうと考えております。

それから、事業団のスタッフ等の問題でござい

ますが、これは今度の予算の調整費の創設が認められますと、調整費からいただくということになりますが、その中でそういう事務当局の方のスタッフもある程度増員したい、いまのお答えはこういうます。

○瀬崎委員 このいわゆる科学技術振興調整費ですか、その中でそういう事務当局の方のスタッフもある程度増員したい、いまのお答えはこういう趣旨なんですか。

○武安参考人 これはもう具体的にめどがついているとかそういうことではございませんが、五十六年度予算の中あるいはさらに五十七年度といふことでその増加をぜひお願いしたいと思つております。

○瀬崎委員 この調整費といふのは、そういう事務部局の費用に使われるものではなくて、純粹に研究の方に投じられる予算ではないかと思うのですが、その辺はどうなんですか。

○牧村参考人 先生おっしゃいますように、今度の調整費から法律が認められますとの研究のための経費を出資していくだけわけござります。

○中川国務大臣 事業団の職員はいま七十人程度の少ない人でやつております。五十六年度は特にまだ本格的試験に入るわけでもありませんので、五十七年度から人とそれに伴うお金について必要な最小限度のものを手当てをするようにしていかなければいかぬと思ひます。

○瀬崎委員 これは非常に大事な点なんですが、実はこれまでいろいろわが国の研究に携わってきた人々の中で、こういう心配の声があるのですね。流動研究システムといふのは産、官、学の研究者が縦割りの壁を越えて集まるというところにござりますので、私ども事業団の気持ちといたしましては、その程度の方は何とかお金でやれないものなのだろうかというようなことを、大変むずかしいこととは思つておりますけれども、この法律が認められたならば、科学技術庁の方にお願いして、ただいま理事長がこのようなことを申し上げて、ただいま理事長がこのようなことを申し上げました。

なお、来年度以降につきましては、当然四データを発足いたしますと事業もふえてまいりますの

で、可能な限り、むずかしい事情にはあらうかと思いますが、それでも、組織の整備、人員の強化等については監督官庁の方にお願いしてまいりたいと

いうふうに考えておるところでござります。

○瀬崎委員 これは大臣に伺つておきたいのですけれども、私たちももちろん行政をこういう時期に肥大化させること、あるいはまた補助金あるいは補助金的なものをやらふやすことは決して正しいと思つていないのでですね。昨日共産党の行政改革案を発表した中には、むしろ国土庁の廃止も

大胆にうたつてあるくらいなんです。しかし、事この流動研究システムという全く新しいシステムを導入されますと、最小限度の事務的なお世話をするスタッフが要ることになるわけですね。こいうものについてなかなかむずかしい面が制度上あるので、やはり大臣、このシステムの成功のためにも理解ある今後の努力が必要じやないかと思ひますが、いまおっしゃっているような内容については科技庁の対応は大丈夫でしようね。

○中川国務大臣 事業団の職員はいま七十人程度の少ない人でやつております。五十六年度は特にまだ本格的試験に入るわけでもありませんので、五十七年度から人とそれに伴うお金について必要な最小限度のものを手当てをするようにしていかなければいかぬと思ひます。

○瀬崎委員 それから、もう一つ大臣に伺つておきたいのですが、科学的なシーザーの探索、芽の探索ですから、主として理論研究的なもので論文発表というような形で成果が出てくるのじやないかとお話しでしたね。ですから、これも私どもの意見かと思ひますが、その研究成果について、当然日本のようなこういう社会では、企業化されるとすればやはりそれだけの力のある企業によつて実用化される以外に道がないと思うのです。そのことをわれわれ否定するのじやないのですが、しかし理論的に近い成果ですから、常に研究成果の公開ということについては努めていただきたい。

○中川国務大臣 この点につきましては先ほども担当局長からお聞き申し上げましたように、秘密は一切ない、研究成果は論文を通じ雑誌を通じ広く国民に公開をして、そしてこれが大きな意味で活用されるようオーブンでやつていただきたいと思うのですが、いかがでしようか。

○瀬崎委員 それから、先ほども他の議員の方から質問が出ておりましたが、期限を五年間に限つて、かかる点はきわめて彈力的に取り扱われているのですが、期限だけが五年と非常に明確に区切られている。確かに、めどなしに國の貴重なお金を使ってだらだら研究をしてもらうわけにいきませんけれども、あと半年とか一年とか二年と

に、文字どおり五年、ここだけかたくなのはどうかと思うのですね。こういう点でも彈力的な運用を期待しておきたいと思うのですが、いかがですか。

○宮本(二)政府委員 先生のおっしゃるお気持ちは、よくわかります。私ども、やはりまず当初にめどを与えて研究計画を立てさせたいということをはつきりさせたいがために、五年というのを非常に原則的にはつきりさせたいと思っておりますが、進行段階では、先ほど申し上げましたように、開発審議会が毎年毎年進捗状況を判断しております。その段階で、先生のおっしゃるような事例も十分あり得るのではないかと思っております。その段階で、十分そういう点についても対処いたしたい、このよう思つております。

○瀬崎委員 この「流動研究システムによる革新技术シーズの探索研究の推進方策」という科学技術会議総合部会の報告書がありますね。この総合部会の専門委員として、原研理事長の藤波さんも入つていらっしゃるわけですね。

藤波理事長に伺いたいのですが、あなた自身はこの流動研究システムにどういう見解をお持ちであるかということ。それから、原研の方の運営に当たる理事長として、新しい、何といいますか、創造科学技術推進、この論議の中から何か学ぶところがあつたら、その御見解を聞いておきたいと思うのです。

○藤波参考人 お答えいたします。

ただいまおっしゃるとおり、私も科学技術関係部会の委員いたしまして、いま議題になつておられます流動研究システムの内容については承知いたしております。これから日本が技術立国でいかなければならぬという時期に、従来のよ

うな外国からの導入科学技術を追いかける形はいけない、こういふことはもうお説のとおりでございまして、その観点から、私ども原子力研究所も日本の科学技術推進の一翼を担つておると自覚しております。この画期的な制度がいち早く施行されまし

て、効果的に機能いたしますことを大変期待し、望んでいるところでございます。

○瀬崎委員 この新たなシステムは、一つは研究者個人の創造性の尊重にあるように思うのですが、常に原則的にはつきりさせたいと思つております。が、進行段階では、先ほど申し上げましたように、開発審議会が毎年毎年進捗状況を判断しております。その段階で、先生のおっしゃるような事例も十分あり得るのではないかと思っております。その段階で、十分そういう点についても対処いたしたい、このよう思つております。

○瀬崎委員 この「流動研究システムによる革新技术シーズの探索研究の推進方策」という科学技術会議総合部会の報告書がありますね。この総合部会の専門委員として、原研理事長の藤波さんも入つていらっしゃるわけですね。

藤波理事長に伺いたいのですが、あなた自身はこの流動研究システムにどういう見解をお持ちであるかということ。それから、原研の方の運営に当たる理事長として、新しい、何といいますか、創造科学技術推進、この論議の中から何か学ぶところがあつたら、その御見解を聞いておきたいと思うのです。

○藤波参考人 お答えいたします。

ただいまおっしゃるとおり、私も科学技術関係部会の委員いたしまして、いま議題になつておられます流動研究システムの内容については承知いたしております。これから日本が技術立国でいかなければならぬという時期に、従来のよ

うな、基礎のところから応用研究まで幅広くやつて出してしまうと、途中でこの方がいいんだといふ新たな研究方法が生まれても、また一々変更申請を出したりして非常に厄介だ。事務量も莫大だ、こういうふうな制約が自由な研究の発展を束縛するという面が相当強調されますので、そういう点では流動研究システムなどのいいところを取り入れて、原研あたりの研究システムにも応用する必要があるのじやないかという気がするのです。

三つ目は、この研究者、技術者が安心して研究に打ち込める生活条件、研究条件、この支えが必要だらうと思うのですね。金額は多くはないにし

ても、ある程度まとまつた予算をリーダーに与えられて、どうぞ御自由にお使いください、安心して研究できるように支えますよ、身分ももとの企業のまま置いておきます、契約の方法は相当彈力的にあります、こういう点が抜本的なわけですから、アンバランスが目立つわけあります。

そういう理念の応用からいえば、研究者、技術者が受け持つていてるわけですね。やはりこれも相当複雑、総合的な科学の分野ですから、こういう理念としては、考え方がどんどん取り入れられない、新たな研究成果は生みにくく分野ではないかと思っているのです。

○藤波参考人 お答えいたします。

お話しのお気持ちはよくわかるわけでございますが、ただ原子力研究所は、先生よく御存じのところは、原子力委員会の議を経て定められる国の計画に基づきまして大枠は決まっております。予算もほとんどすべて国家予算でなされていくというところでございます。もちろん原子力研究所は総合的な研究所でございますので、相当のペーチンス

クでございますが、いずれにしてもそういう大枠は設定をされておるわけでございますので、その範囲の中におきまして大枠は決まっております。予算もほとんどすべて国家予算でなされていくというところでございます。

具体的に申し上げますれば、事業計画の大綱や予算の大綱が国で定められまして、その実行計画につきましては、やはり原研の職員の総意を結集をいたしまして具体案を立てて、実施計画といたしておるわけでありますので、その段階におきまして、各部門におきます研究員の創意工夫、知恵というものを取り入れてやつていきたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○藤波参考人 いまの御指摘のとおり、原子力研究所の予算は近年急角度に増加をしておる、その割りに定員は余りふえておらないではないか――そのとおりでございます。ただ、内容的に分析いたしてみますと、最近の予算の急増は、たとえば核融合研究開発におけるがごとく非常に大型な研究設備の建設に必要な資金が相当なウエートを占めてきているといふことにもございまして、そういう面につきましては、その施設の建設とか大型装置の製造とかということにつきましては産業界への請負発注という形で行える面が相当あるわけでございまして、人員の増加が予算の増加に比例してふえなければやれないということではございませんが、お話しのように、確かに人員というものは、原研だけではないと思いますが、全般的に大変厳しく制約されておりますので、大変苦労はいたしております。諸外国の人から言わせても、これだけの陣容でよくこれだけの仕事をこなしておるな、こういふ感想が述べられるぐらいでございまして、それだけにわれわれ職員一同工夫をしておる

わがやくはこもる。

いまのお話に出ました外來研究員とか業務協力員の問題でございますが、外來研究員と申しますのは、研究所以外の方々がわれわれと共同で研究をするいわゆる共同研究のパートナーとして来る方とか、あるいは原研の仕事を手伝いながらみずからも経験を取得したいという民間の方々を受け入れてやっている、こういうものでござりますが、これが百二、三十人おらうかと思います。いまのポイントとして御指摘のあつた業務協力員でござりますが、これはいまのところまだそれほど大ぜいの人になつております。三十人程度かと思ひます。したがいまして、原研全体の職員に比べれば比率としてはきわめてわずかなものでござります。これを活用している趣旨を申し上げますと、実は特殊な業務、たとえばクレーンの運転員等、あるいは最近のように大型な研究設備の工事等、あるいは期限を限られた大型の試験業務といふたようなものにつきましては、原研の正規職員でもらつた方がいいというようなケースがあつたり、あるいは最近のように大型な研究設備の工事を受け産業界の技術者を受け入れてやる方が非常に適切、能率的であり、原研の将来の人事政策上も適切であろう、こういう実質的效果も考えまして運用をいたしておる次第でございます。

○瀬崎委員 時間の関係があるので、できるだけ簡潔な答弁をお願いしたいのです。

理事長には理事長なりの理由があると思うのですが、肝心の原研プロパーの研究員といいますか技術者の方から、こういう外來研究員、業務協力員の導入について行き当たりばったりで決して研究の成果を上げる上でプラスになつていないといふ批判のあることも事実なんですね。範割りを打ち破つて流動的な研究システムをつくるというのは初めからそういう目的意識的に行われてている制度だからいいんだけれども、どんどん予算がつく、人はつかない、やむを得ずというような形の応援体制が

いつの間にやら恒常化する、こういうことは私は決してプラスにならないと思うのです。こういう点も、先ほど総意をくんでとおっしゃいましたから、一度総意をくんで成果が上げられるシステムならシステムにされることを希望したいのです。

それから、こういうふうに外から臨時の研究員等を受け入れる一方、逆に原研からまた出向で外へ相当出るのですね。私が調べた範囲ですが、原研から政府関係に出向しているのが五十四年度六人、五十五年度六人、それから特殊法人への出向が五十四年度七十五人、五十五年度七十五人、それから財團法人への出向が五十四年十八人、五十五年十九人、国際機関などその他が五十四年十人、五十五年十人、こういうふうになつていてるわけなんです。多少の違いはあるかもしれません。研究ですから大いに交流することはいいんだけれども、肝心の原研の方の研究体制といいますか、研究の流れを無視して、お役所の方の都合だけで、いついつれいといつて引っ張られる、こういうことは研究の中止とか後を引き受ける者も大変困難なことがあります。役所には役所側の異動の時期というのはあるのでしょうか、研究所には研究所のまた一つの研究プログラムがあるわけですから、そういう点の調整を十分とるということが大事じやないかと思うのですね。

○瀬崎委員 時間の関係で、J P D R なんですが、もともと九メガワットの動力炉にする予定だったものが、今日では廃炉技術研究に使うことになりましたね。この間調査に伺ってそのプログ ラムも見てきました。われわれも廃炉技術の研究開発を否定はしないのですが、ただ携わっている研究者の意向として、もともと J P D R I のプロジ エクトがあつた。それが結果的に所期の目的を達成したのかどうか、このことのけじめもつかないう ちに、今度は J P D R II のプロジェクトに移つて いく、そして、その結論も、成功なら成功、失敗な ら失敗なりにそこから教訓をまとめるということ をするのならないけれども、それもうやむやなままで 今度は廃炉技術の研究というふうにプロジェクトが 変わる、こういう点はやはり携わっている研究員 にしてみれば、自分たちのやつている研究開発が 果たして成果を生んだのかどうか、そういう点では はなはだ心もとない、そういう意味から、それを プロジェクトについてきちとしたりけじめもつけながら次に進む、そういうふうにしてもらいたいものだというふうに聞いているのですが、いか がですか。ちょっとまだ残っているので簡単にお願 願いします。

いるなトラブルがございましたが、それはそれなりにそのトラブル自身も軽水炉の国産化技術のレベルアップに種々役立ったところがあるとわれわれは信じております。これからも廃炉計画といふことを立案してそれをオーソライズしていくべきないと願つておるわけですが、具体的な解体をする前にも実は非破壊検査等の実験的研究というものをできるだけ実炉を使いまして——実炉というのは、御承知のようにまだ燃焼炉はそれほど高くはございませんけれども、少なくとも相当運転をした炉でございます。そういうのを生の試験台としてそういう工学的安全研究といつたものにも使って、その上で廃炉に持つていただきたい、こんなぐあいに考へておきたい次第でござります。

○中村委員長 濱崎君に申し上げますが、約束の時間が来おりますので、結論を急いでください。

○藤波参考人 お答えいたします。

原子力研究所の運営をやるにつきまして、原研内部の職員の意見をくみ取りながらやっていかなければいかぬ、それを反映しながらやっていかなければいかぬというのは当然でございまして、私もそのように考えております。原研はいま大変つかりした組織になっておりまして、そういう意見を吸い上げ、あるいはまたそれを浸透させるということにつきましては比較的うまくしていると実は思っております。研究各室各部の討議や検討の結果が所内会議に吸い上げられ、それが理事会に持ち上げられて、先ほど申し上げましたいろいろな具体計画に反映しておるのでございます。したがいまして、原研のようにこれだけ非常に大きな組織になりますれば、事業の運営方針等につきましてはそういう組織を通じてやるということがいいのではないかと私は考えております。もちろん労働条件の問題等につきましては組合の活動に大いに期待しておるわけございまして、組合を大いに尊重いたしまして、その専門の担当理事を設け、さらにその手足になる部局を整備いたしましたし、誠意をもって労働組合との折衝もいたしております。おわかりのとおり、ひとつの辺は御了承をお願いしたいと思います。

○瀬崎委員 これは大臣に伺つて終わりたいと思うのですが、実は全体として自主技術の研究開発に力を入れようというわけなんです。その一つとして、研究に携わる人たちの生活の安定、これは欠かせない条件だということは理事長は認めているのですが、その中で原研の場合、定年が現在規程上五十五歳、労使協定で現在五十七歳ということにになっているのですが、他の同種の研究機関に比べるとそこは低いわけなんです。何とか六十歳定年延長に向けて渾身の力を込めて財政当局と折

衡するという言明があつたし、熊谷長官も同趣旨の方針を確認されているのですね。特殊法人の理事クラスになりますと、政府から天下つて二、三年してまたかわって、その都度退職金が数千万、こういうふうなことが片方にあるわけです。定年

があるようで実質ないような形になるわけです。それとの関係から見て、そういう研究者の定年制について延長してほしいというのは非常に

もつともじゃないかと私は思うのですが、大臣と

でも、ひとつ検討いただきたいと思うのです。伺つて終わります。

○中川国務大臣 労使がうまくいくことは仕事を進める上に大事なことでございますから、労使間で円満に話ができるなどを期待いたしております。

○中村委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党の提案者を代表して、その趣旨の御説明を申し上げます。

○新技術開発事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

まず、案文を朗読いたします。

○中村委員長 政府は、本法施行に当たり、技術革新が国の

平和的研究開発に努めるとともに、革新技术の

基礎的研究開発に努めることを期すよう、

研究開発投資の拡大と国民的視野に立つ有効な

手段の採用を図ることを期すよう、

研究開発事業団法の一部を改正する法律案に

ついて終わります。

○中村委員長 律案に対する附帯決議(案)

まず、案文を朗読いたします。

○中村委員長 政府は、本法施行に当たり、技術革新が国の

平和的研究開発に努めるとともに、革新技术の

基礎的研究開発に努めることを期すよう、

研究開発投資の拡大と国民的視野に立つ有効な

手段の採用を図ることを期すよう、

研究開発事業団法の一部を改正する法律案に

ついて終わります。

○中村委員長 律案に対する附帯決議(案)

まず、案文を朗読いたします。

○中村委員長 政府は、本法施行に当たり、技術革新が国の

平和的研究開発に努めるとともに、革新技术の

基礎的研究開発に努めることを期すよう、

研究開発投資の拡大と国民的視野に立つ有効な

手段の採用を図ることを期すよう、

研究開発事業団法の一部を改正する法律案に

ついて終わります。

○中村委員長 律案に対する附帯決議(案)

まず、案文を朗読いたします。

○中村委員長 政府は、本法施行に当たり、技術革新が国の

平和的研究開発に努めるとともに、革新技术の

基礎的研究開発に努めることを期すよう、

研究開発投資の拡大と国民的視野に立つ有効な

手段の採用を図ることを期すよう、

研究開発事業団法の一部を改正する法律案に

ついて終わります。

○中村委員長 律案に対する附帯決議(案)

まず、案文を朗読いたします。

○中村委員長 政府は、本法施行に当たり、技術革新が国の

平和的研究開発に努めるとともに、革新技术の

基礎的研究開発に努めることを期すよう、

研究開発投資の拡大と国民的視野に立つ有効な

手段の採用を図ることを期すよう、

研究開発事業団法の一部を改正する法律案に

ついて終わります。

○中村委員長 律案に対する附帯決議(案)

まず、案文を朗読いたします。

○中村委員長 政府は、本法施行に当たり、技術革新が国の

平和的研究開発に努めるとともに、革新技术の

基礎的研究開発に努めることを期すよう、

研究開発投資の拡大と国民的視野に立つ有効な

手段の採用を図ることを期すよう、

研究開発事業団法の一部を改正する法律案に

ついて終わります。

○中村委員長 律案に対する附帯決議(案)

まず、案文を朗読いたします。

○中村委員長 政府は、本法施行に当たり、技術革新が国の

平和的研究開発に努めるとともに、革新技术の

基礎的研究開発に努めることを期すよう、

研究開発投資の拡大と国民的視野に立つ有効な

手段の採用を図ることを期すよう、

研究開発事業団法の一部を改正する法律案に

ついて終わります。

○中村委員長 律案に対する附帯決議(案)

まず、案文を朗読いたします。

○中村委員長 政府は、本法施行に当たり、技術革新が国の

平和的研究開発に努めるとともに、革新技术の

基礎的研究開発に努めることを期すよう、

研究開発投資の拡大と国民的視野に立つ有効な

手段の採用を図ることを期すよう、

研究開発事業団法の一部を改正する法律案に

ついて終わります。

○中村委員長 律案に対する附帯決議(案)

まず、案文を朗読いたします。

○中村委員長 政府は、本法施行に当たり、技術革新が国の

平和的研究開発に努めるとともに、革新技术の

基礎的研究開発に努めることを期すよう、

研究開発投資の拡大と国民的視野に立つ有効な

手段の採用を図ることを期すよう、

研究開発事業団法の一部を改正する法律案に

ついて終わります。

○中村委員長 律案に対する附帯決議(案)

まず、案文を朗読いたします。

○中村委員長 政府は、本法施行に当たり、技術革新が国の

平和的研究開発に努めるとともに、革新技术の

基礎的研究開発に努めることを期すよう、

研究開発投資の拡大と国民的視野に立つ有効な

手段の採用を図ることを期すよう、

研究開発事業団法の一部を改正する法律案に

ついて終わります。

○中村委員長 律案に対する附帯決議(案)

まず、案文を朗読いたします。

○中村委員長 政府は、本法施行に当たり、技術革新が国の

平和的研究開発に努めるとともに、革新技术の

基礎的研究開発に努めることを期すよう、  
研究開発投資の拡大と国民的視野に立つ有効な  
手段の採用を図ることを期すよう、  
研究開発事業団法の一部を改正する法律案に  
ついて終わります。

○中村委員長 律案に対する附帯決議(案)

まず、案文を朗読いたします。

○中村委員長 政府は、本法施行に当たり、技術革新が国の

平和的研究開発に努めるとともに、革新技术の

基礎的研究開発に努めることを期すよう、

研究開発投資の拡大と国民的視野に立つ有効な

手段の採用を図ることを期すよう、

研究開発事業団法の一部を改正する法律案に

ついて終わります。

○中村委員長 律案に対する附帯決議(案)

まず、案文を朗読いたします。

○中村委員長 政府は、本法施行に当たり、技術革新が国の

平和的研究開発に努めるとともに、革新技术の

基礎的研究開発に努めることを期すよう、

研究開発投資の拡大と国民的視野に立つ有効な

手段の採用を図ることを期すよう、

研究開発事業団法の一部を改正する法律案に

ついて終わります。

○中村委員長 律案に対する附帯決議(案)

まず、案文を朗読いたします。

○中村委員長 政府は、本法施行に当たり、技術革新が国の

平和的研究開発に努めるとともに、革新技术の

基礎的研究開発に努めることを期すよう、

研究開発投資の拡大と国民的視野に立つ有効な

手段の採用を図ることを期すよう、

研究開発事業団法の一部を改正する法律案に

ついて終わります。

○中村委員長 律案に対する附帯決議(案)

まず、案文を朗読いたします。

○中村委員長 政府は、本法施行に当たり、技術革新が国の

平和的研究開発に努めるとともに、革新技术の

基礎的研究開発に努めることを期すよう、

研究開発投資の拡大と国民的視野に立つ有効な

手段の採用を図ることを期すよう、

研究開発事業団法の一部を改正する法律案に

ついて終わります。

○中村委員長 律案に対する附帯決議(案)

まず、案文を朗読いたします。

○中村委員長 政府は、本法施行に当たり、技術革新が国の

平和的研究開発に努めるとともに、革新技术の

基礎的研究開発に努めることを期すよう、

研究開発投資の拡大と国民的視野に立つ有効な

手段の採用を図ることを期すよう、

研究開発事業団法の一部を改正する法律案に

ついて終わります。

○中村委員長 律案に対する附帯決議(案)

まず、案文を朗読いたします。

○中村委員長 政府は、本法施行に当たり、技術革新が国の

平和的研究開発に努めるとともに、革新技术の

基礎的研究開発に努めることを期すよう、

研究開発投資の拡大と国民的視野に立つ有効な

手段の採用を図ることを期すよう、

研究開発事業団法の一部を改正する法律案に

ついて終わります。

○中村委員長 律案に対する附帯決議(案)

まず、案文を朗読いたします。

○中村委員長 政府は、本法施行に当たり、技術革新が国の

平和的研究開発に努めるとともに、革新技术の

基礎的研究開発に努めることを期すよう、

研究開発投資の拡大と国民的視野に立つ有効な

手段の採用を図ることを期すよう、

研究開発事業団法の一部を改正する法律案に

ついて終わります。

○中村委員長 律案に対する附帯決議(案)

まず、案文を朗読いたします。

○中村委員長 政府は、本法施行に当たり、技術革新が国の

平和的研究開発に努めるとともに、革新技术の

基礎的研究開発に努めることを期すよう、

研究開発投資の拡大と国民的視野に立つ有効な

手段の採用を図ることを期すよう、

研究開発事業団法の一部を改正する法律案に

ついて終わります。

○中村委員長 律案に対する附帯決議(案)

まず、案文を朗読いたします。

○中村委員長 政府は、本法施行に当たり、技術革新が国の

平和的研究開発に努めるとともに、革新技术の

基礎的研究開発に努めることを期すよう、

研究開発投資の拡大と国民的視野に立つ有効な

手段の採用を図ることを期すよう、

研究開発事業団法の一部を改正する法律案に

ついて終わります。

○中村委員長 律案に対する附帯決議(案)

まず、案文を朗読いたします。

○中村委員長 政府は、本法施行に当たり、技術革新が国の

平和的研究開発に努めるとともに、革新技术の

基礎的研究開発に努めることを期すよう、

研究開発投資の拡大と国民的視野に立つ有効な

手段の採用を図ることを期すよう、

研究開発事業団法の一部を改正する法律案に

ついて終わります。

○中村委員長 律案に対する附帯決議(案)

まず、案文を朗読いたします。

○中村委員長 政府は、本法施行に当たり、技術革新が国の

平和的研究開発に努めるとともに、革新技术の

基礎的研究開発に努めることを期すよう、

研究開発投資の拡大と国民的視野に立つ有効な

手段の採用を図ることを期すよう、

研究開発事業団法の一部を改正する法律案に

ついて終わります。

○中村委員長 律案に対する附帯決議(案)

まず、案文を朗読いたします。

○中村委員長 政府は、本法施行に当たり、技術革新が国の

平和的研究開発に努めるとともに、革新技术の

基礎的研究開発に努めることを期すよう、

研究開発投資の拡大と国民的視野に立つ有効な

手段の採用を図ることを期すよう、

研究開発事業団法の一部を改正する法律案に

昭和五十六年四月二十日印刷

昭和五十六年四月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

K